

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年 2 月26日提出
【計算期間】	第 8 期 (自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日)
【ファンド名】	MDAM・DCグローバルバランスオープン (旧ファンド名：明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン)
【発行者名】	MDAMアセットマネジメント株式会社 (旧社名：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐 藤 公 俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿 部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03-5469-3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①MDAM・DCグローバルバランスオープンは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信／内外／資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

※「追加型投信／内外／資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内および海外の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます

＜ファンドの属性およびその定義＞

- | | | |
|------------------|---|--|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | ： | その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型）） |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて複数の資産（株式、債券）へ投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 |
| 2. 決算頻度による属性区分 | ： | 年1回 |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | ： | グローバル（日本含む） |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。 |
| 4. 投資形態による属性区分 | ： | ファミリーファンド |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 5. 為替ヘッジによる属性区分 | ： | 為替ヘッジなし |
| | ※ | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

②信託金の限度額：上限 1,000億円

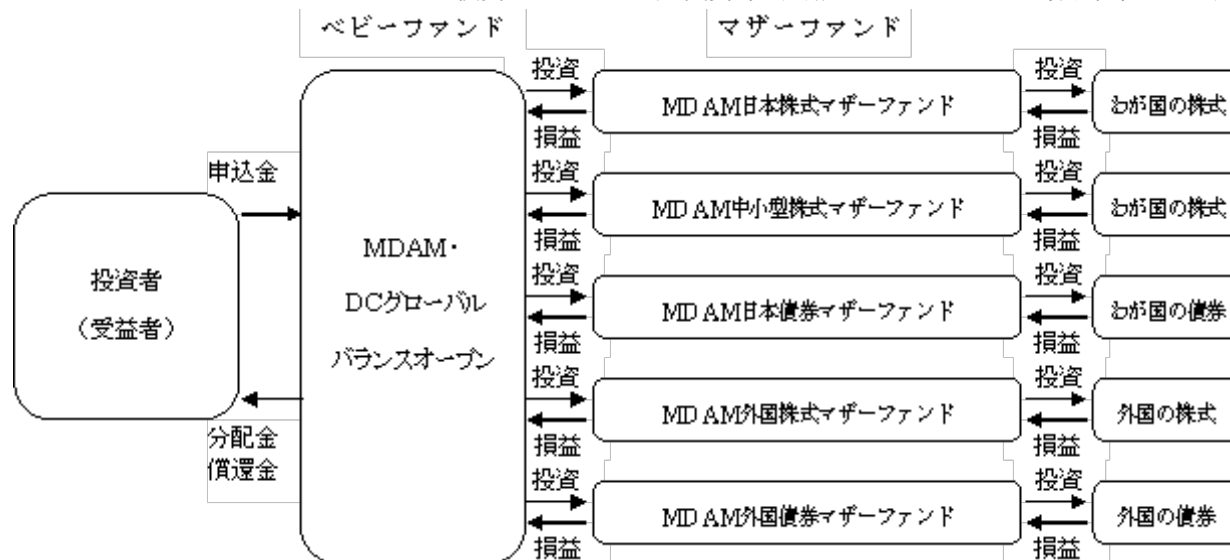
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「MDAM日本株式マザーファンド」、「MDAM中小型株式マザーファンド」、「MDAM日本債券マザーファンド」、「MDAM外国株式マザーファンド」および「MDAM外国債券マザーファンド」の各受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：MDAMアセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

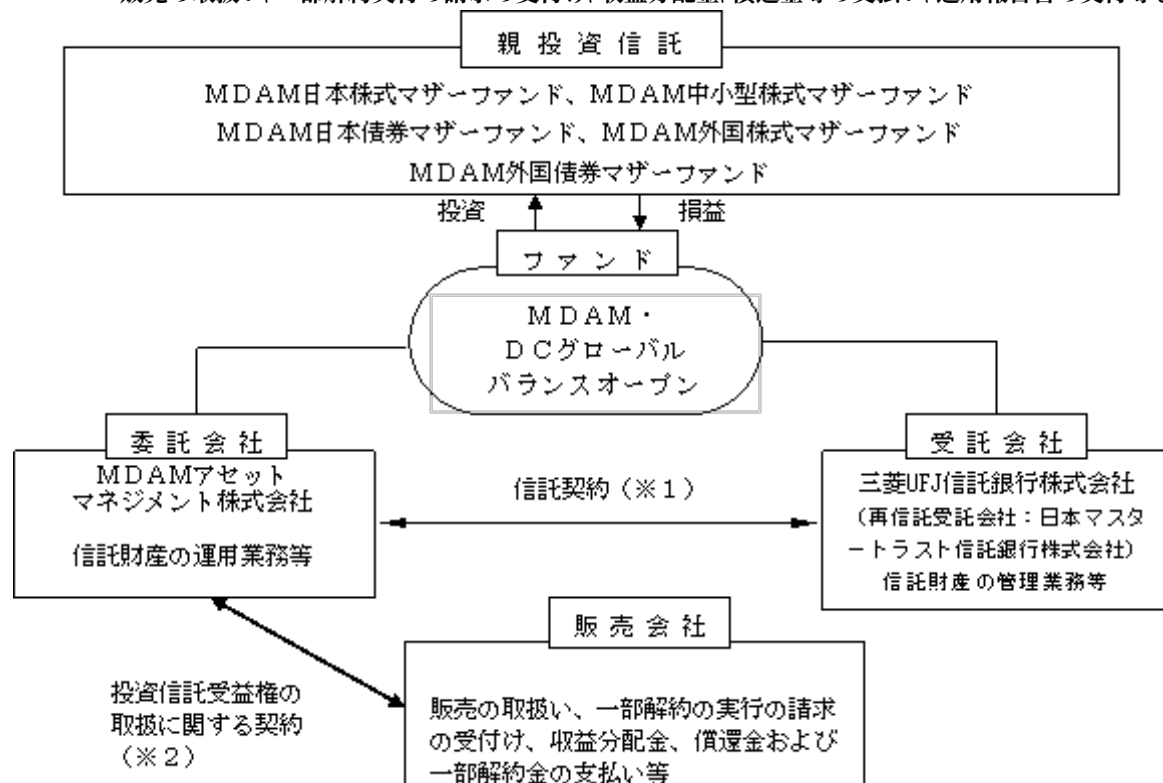
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社：

販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※ 2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1.資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2.委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立
平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年 2 月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年 7 月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
平成21年 4 月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー ・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラーセ 24-24a	1,261株	10%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

① 運用方針

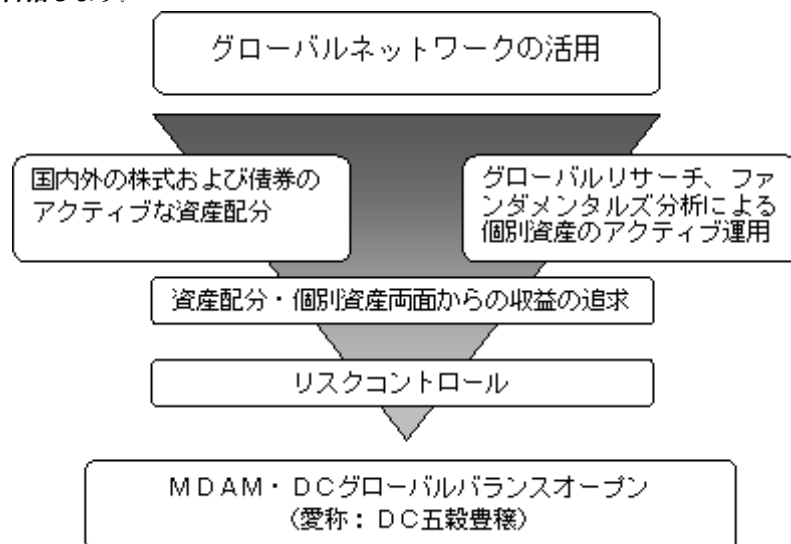
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

② 運用の形態等

各マザーファンドを通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に分散投資し、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指すアクティブ運用を行います。

③ 投資態度

1. 主としてMDAM日本株式マザーファンド、MDAM中小型株式マザーファンド、MDAM日本債券マザーファンド、MDAM外国株式マザーファンドおよびMDAM外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。

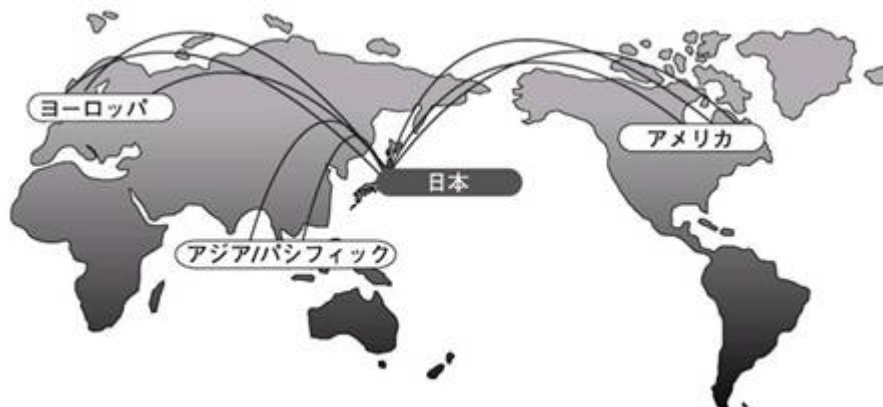


■ファンダメンタルズリサーチに基づく運用

- ・ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により、株式・債券で市場を上回る収益獲得を目指します。経済・企業活動のグローバル化により世界の市場の統合度は高まりつつあり、グローバルな視点に基づくリサーチ・運用を重視しています。
- ・株式運用においては、国際銘柄比較を重視したグローバルベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティー（経営内容の質、財務体質等）の高い銘柄に投資します。
- ・債券運用においては、為替や金利の水準・期間構造の変化を生み出す中期的なマクロ経済トレンドの分析・予測に重点を置き、アクティブな国別配分、通貨配分、デュレーションの変更により付加価値の追求を行います。

＜グローバルリサーチ＞

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア／パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのネットワークを活用します。



＜グラスルーツリサーチ＞

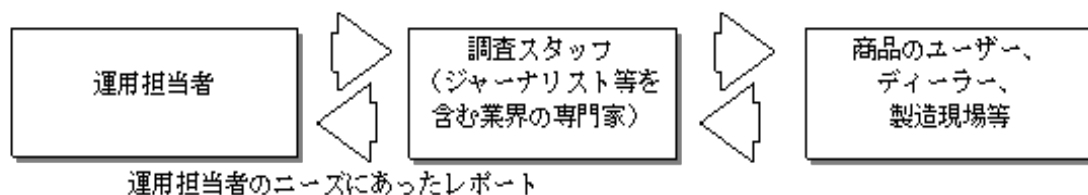
グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。

- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

<グラスルーツリサーチのイメージ>

特定のテーマについての調査をリクエスト アナリストとは異なる視点で市場の実地調査



※ グラスルーツリサーチは、通常のファンダメンタルズリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。

2. MDAM日本株式マザーファンド、MDAM中小型株式マザーファンド、MDAM日本債券マザーファンド、MDAM外国株式マザーファンド、MDAM外国債券マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。
3. TOPIX（東証株価指数）、NOMURA-BPI総合指数、MSCI-KOKUSAI 指数（円換算値）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

※TOPIX（東証株価指数）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

※NOMURA-BPI総合指数とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

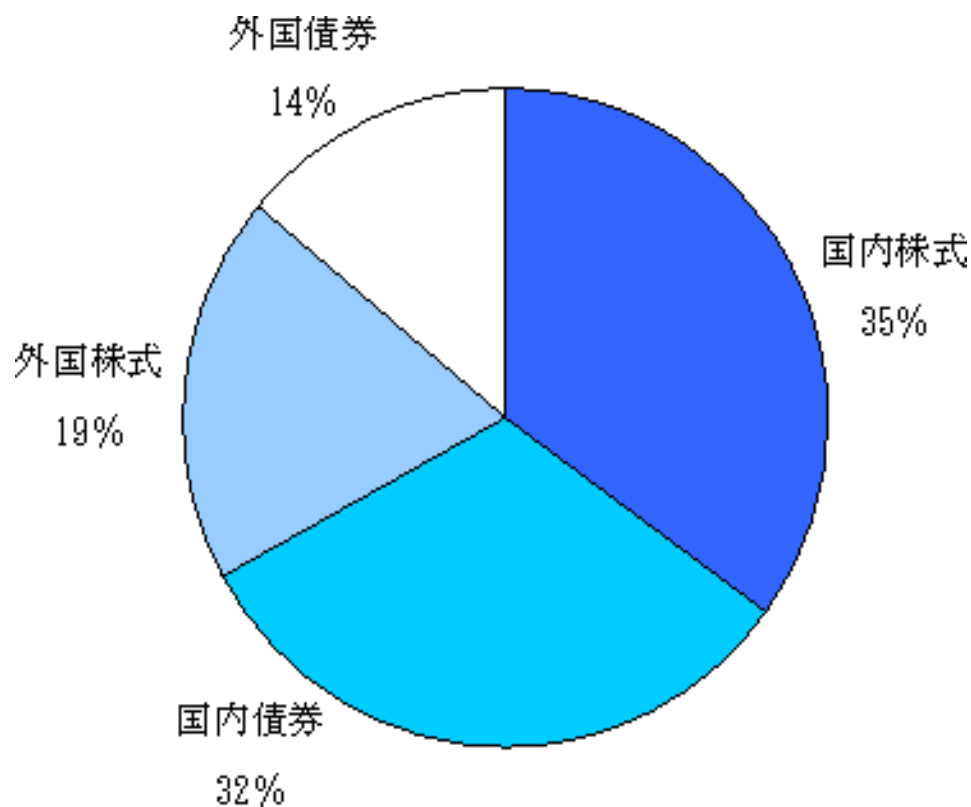
※MSCI-KOKUSAI指数(円換算値)は M S C I I n c . が算出する日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える指数として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は M S C I I n c . に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数(配当込み、ヘッジなし)をもとに、わが国の対顧客電信売相場場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

※シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また同社は当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

<資産配分戦略の特徴>

- ・国内外の株式および債券を投資対象とした分散投資を行います。各アセット・クラス間でアクティブに資産配分を行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。
- ・当社のグローバル バランス運用は、3段階で付加価値を追求します。
 1. 日本株式、日本債券、外国株式、外国債券の各アセットクラスの間で、リスクをコントロールしつつアクティブに配分を決定します。
 2. 株式運用プロセスは個別銘柄選択を重視し、国別・セクター別アロケーションはリスクコントロールとして位置づけます。
 3. 債券運用プロセスは、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークに対する通貨・デュレーション・イールドカーブ ポジショニングを重視します。
- ・資産配分戦略（アセット・アロケーション）の決定
アセット・アロケーションは、資産別各運用チームから提供される情報をもとに毎月決定され、投資政策委員会に報告されます。（相場急変時には臨時にアセット・アロケーションの変更を検討し、必要に応じて見直しを行います。）

<アセットアロケーション> 標準的資産配分イメージ



(単位：%)

資産	標準的資産配分比率	変動範囲
国内株式（MDAM日本株式マザーファンド、MDAM中小型株式マザーファンド）	35	±15
国内債券（MDAM日本債券マザーファンド）	32	±15
外国株式（MDAM外国株式マザーファンド）	19	±10
外国債券（MDAM外国債券マザーファンド）	14	±10

※標準的資産配分比率および変動範囲は、あくまでも資料作成時点において想定しているものであり、今後の経済・金融情勢動向により予告なく見直す場合があります。

4. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いませんが、市況動向等によっては一部為替ヘッジを行う場合があります。
5. 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(参考) 親投資信託の概要

「MDAM日本株式マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50前後を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
- ⑥ 年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引を行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑩ スワップ取引を行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「MDAM中小型株式マザーファンド」

投資方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型・店頭株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツリサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引を行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑩ スワップ取引を行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

■「MDAM日本株式マザーファンド」、「MDAM中小型株式マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

1. リサーチの視点

わが国の株式を組入れるにあたっては、成長性、クオリティー、バリュエーションを重視した銘柄選定を行い、優れた事業基盤（差別化された商品・サービス・顧客基盤・潜在的に高い成長部門）、優れた経営陣、健全な財務内容を有する企業に投資します。

i) 成長性（Growth）

市場の成熟度合、価格決定力、国際競争力等の観点から、持続的な収益の成長力を調査・測定します。

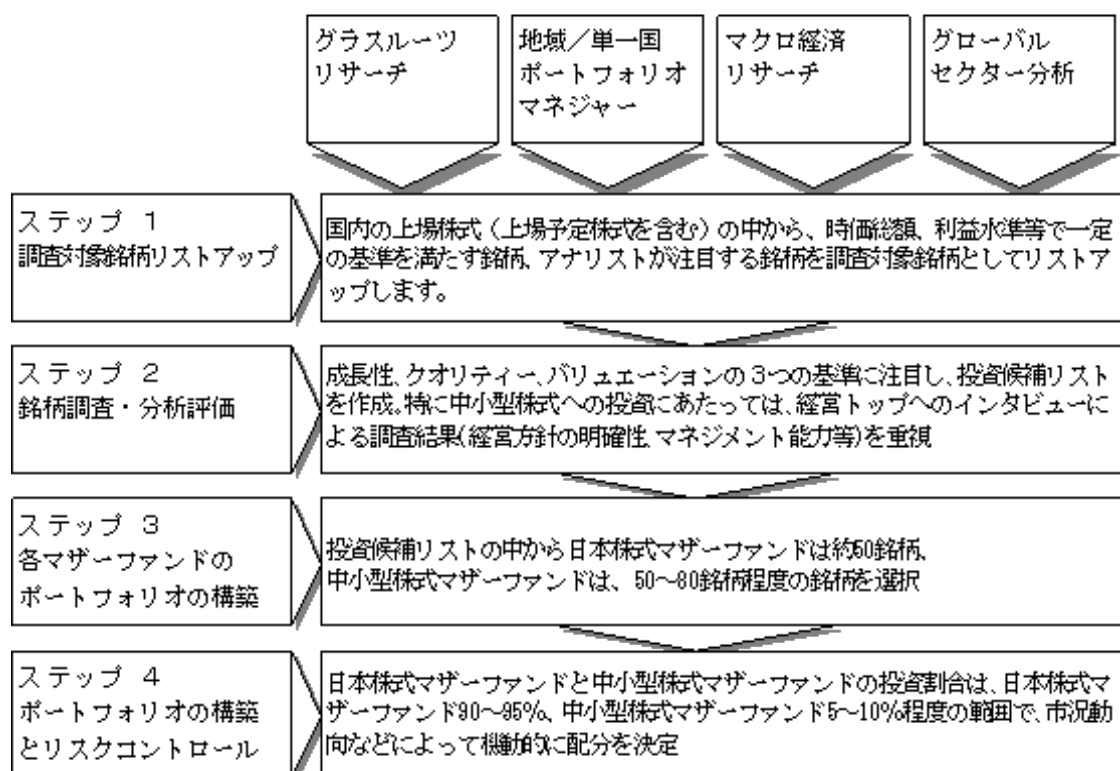
ii) クオリティー（Quality）

経営内容の質、経営陣への信頼、財務体質等を調査し、対象企業のクオリティーを見極めます。

iii) バリュエーション（Valuation）

収益ベース、キャッシュフローベース、資産ベースで、適正なバリュエーションを、企業間比較・収益循環を考慮して評価します。

運用プロセスの概要



2. リサーチ体制

日本企業のファンダメンタル分析は、海外のアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのリサーチチームとの連携のもとで行われ、また市場の実地調査を行うグラスルーツリサーチによって補完します。

i) グローバルリサーチ

- a. グローバルに活動する日本企業の海外でのプレゼンスも評価対象となります。
- b. 海外の視点から見た日本、日本企業の評価情報が活かされます。

ii) グラスルーツリサーチ

グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- a. アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- b. 運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- c. 商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。
- d. 企業の海外での活動状況を含め調査をグローバルに展開します。

「MDAM日本債券マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

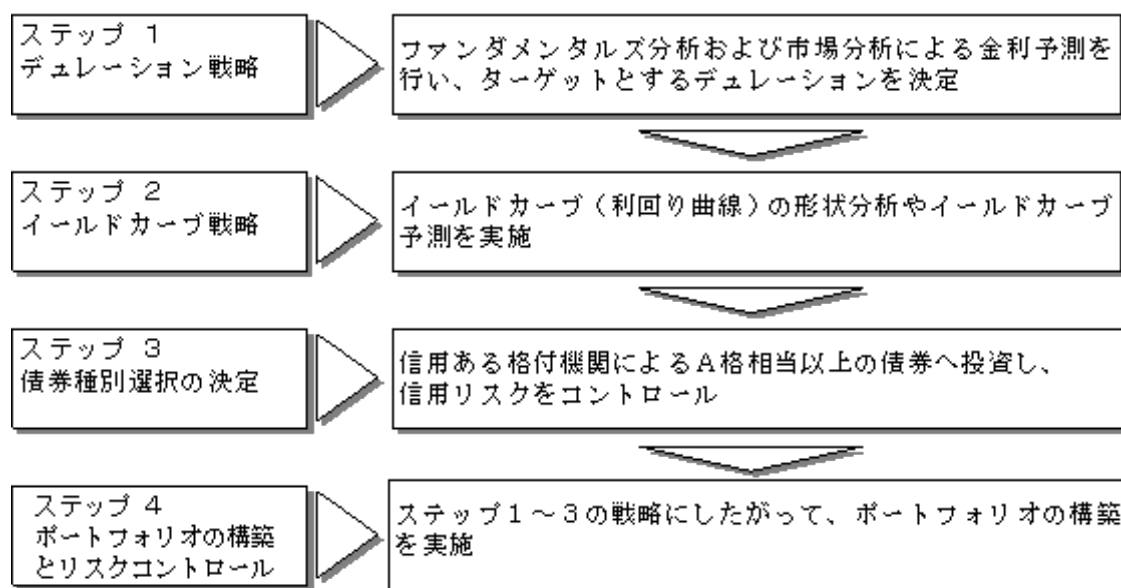
(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 「NOMURA－BPI総合指数」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
※格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。
- ③ 運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



1. ターゲット デュレーションの決定

ファンダメンタルズ分析をベースに金利予測を行い、アクティブにポートフォリオのデュレーションを決定します。デュレーションは期待超過収益の構築のうえで大きな要素と考えています。

2. イールドカーブポジショニングの決定

イールドカーブの形状分析による相対的評価に加え、今後のイールドカーブの形状変化を予測してイールドカーブのポジショニングを決定します。

3. クレジット スプレッド

デュレーション、イールドカーブポジショニングを超過収益構築の主要な源泉としているため、流動性並びにクレジットについては高く維持しています。国債以外のセクターのウェイトをコントロールすることで広義のセクターリスクを抑制しつつ利回り向上を図ります。国債対比のスプレッド分析に基づき、格付け対比、業種対比でのクレジットリスクに見合うスプレッドを享受します。（国債の場合、市場利回りと理論上の利回りとの比較などから割高・割安を判断し銘柄を選定します。）

4. リスクコントロール

ポートフォリオの構築は制約条件を調整した上でを行い、デュレーションやイールドカーブの形状変化に着目し、ベンチマーク対比でのリスクコントロールを行います。

- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑧ スワップ取引を行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。
- ⑩ 金利先渡し取引を行います。

「MDAM外国株式マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI－KOKUSAI指数（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

＜投資対象国（予定）＞

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイ
ルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、
スイス、イギリス、アメリカ

※ 上記はあくまでも投資対象予定国であり、上記のすべての国に投資するわけではありません。

※ 資金動向、市場動向等により投資対象銘柄数は変動します。

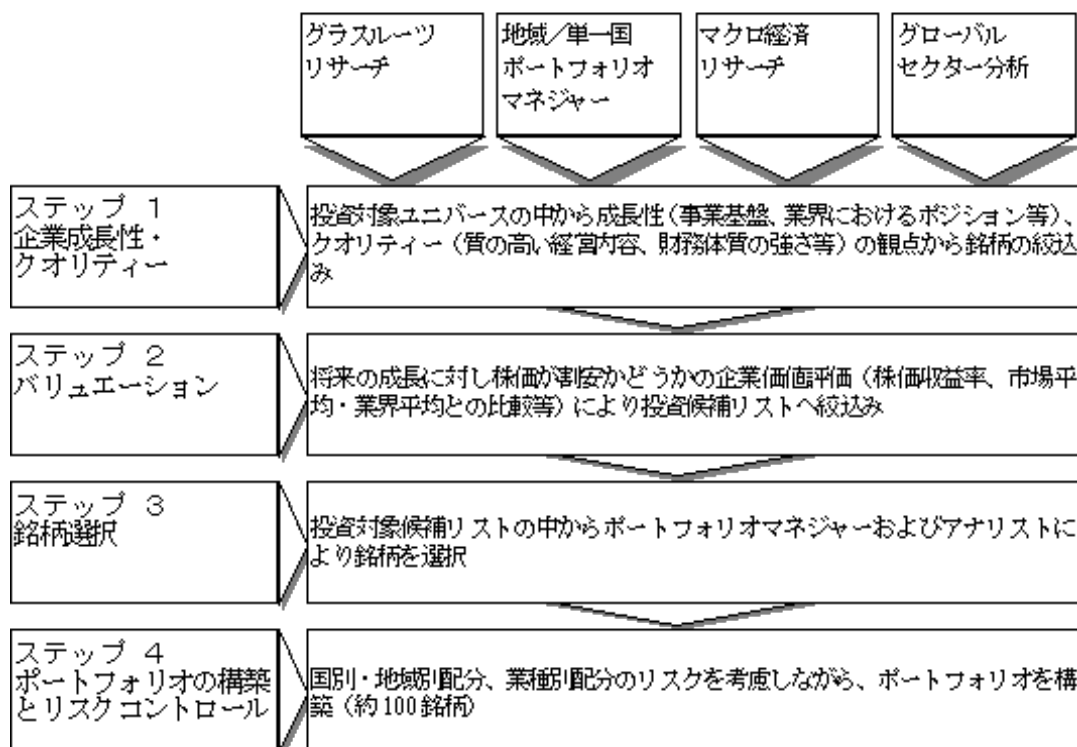
- ② リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォー
マンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

＜グローバルリサーチ＞

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア／パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル
・インベスターズグループのネットワークを活用します。

- ③ 国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成
長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

運用プロセスの概要



- ④ 銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグ
ローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーお
よびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。
- ⑤ グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャー
を活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・イン
ベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資
に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

＜グラスルーツリサーチ＞

グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アライアンス・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

- ⑥ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 信用取引を行います。
- ⑧ 有価証券先物取引等を行います。
- ⑨ スワップ取引を行います。
- ⑩ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。
- ⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行います。

「MDAM外国債券マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

<投資対象国（予定）>

アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、スペイン、スウェーデン、カナダ、デンマーク、スイス、オーストラリア、シンガポール、ノルウェー、ベルギー、イタリア、ギリシャ、ポーランド、アイルランド、オーストリア、フィンランド、オランダ、ポルトガル、マレーシア

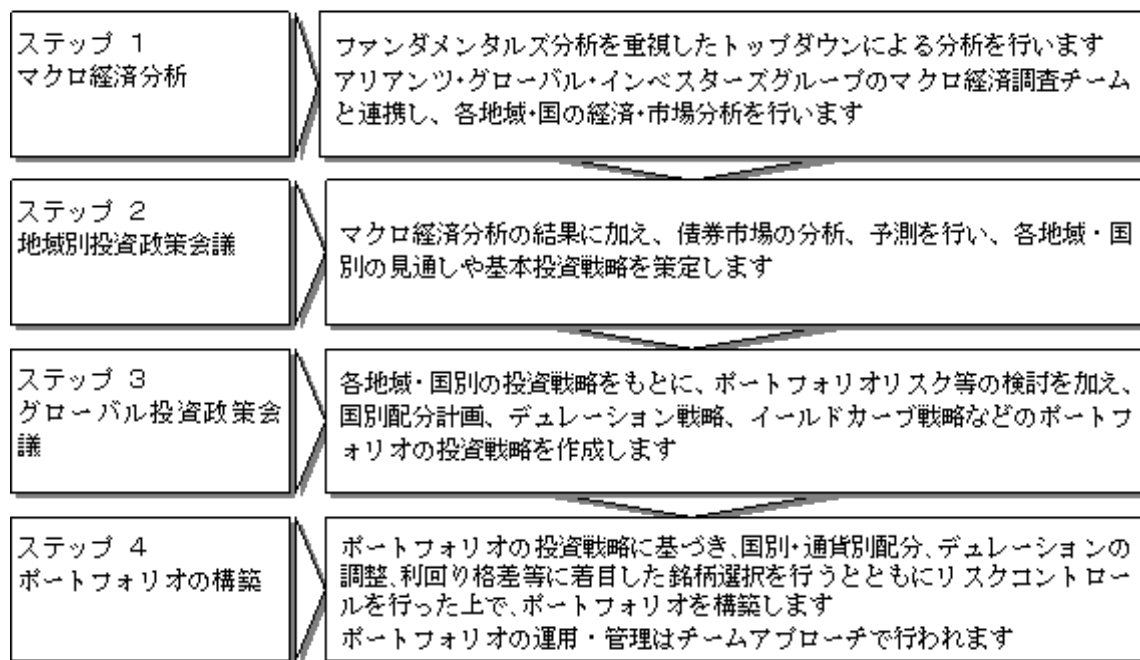
※ 上記はあくまでも投資対象予定国であり、上記のすべての国に投資するわけではありません。

- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

※格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

- ③ 運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



＜分析フレームワークの確立＞

各国の債券・通貨バリュエーションに影響を与えるダイナミックな投資テーマを把握するとともに、個別市場を評価するための全市場共通のフレームワークを確立します。

＜カントリー分析＞

地域・国別分析により債券・通貨市場に影響を与える経済的要因、その他の構造的要因の評価を行うとともに、各市場のバリュエーションによるセクター（国債・社債等）選択を行います。

＜市場予測＞

現状のマクロ経済環境および金融政策の方向性を認識するとともに、将来におけるイールドカーブの形状変化、為替および金利水準の動向を予測します。

＜モデルポートフォリオの構築＞

満期構成毎に債券・通貨についての期待リターンを算出し、種々の制約条件（ポートフォリオ全体のリスク、カントリーリスク、通貨リスク、クレジットリスク等）を勘案し、最適な満期別・通貨別・セクター別配分を決定します。

＜投資の実行とリスクコントロール＞

ポートフォリオの構築は制約条件を調整した上で、モデルポートフォリオと同様の戦略に沿って行われ、ポートフォリオのデュレーションやイールドカーブの形状変化に着目し、ベンチマーク対比でのリスクコントロールを行います。

- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

（２）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として「MDAM日本株式マザーファンド」、「MDAM中小型株式マザーファンド」、「MDAM日本債券マザーファンド」、「MDAM外国株式マザーファンド」および「MDAM外国債券マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

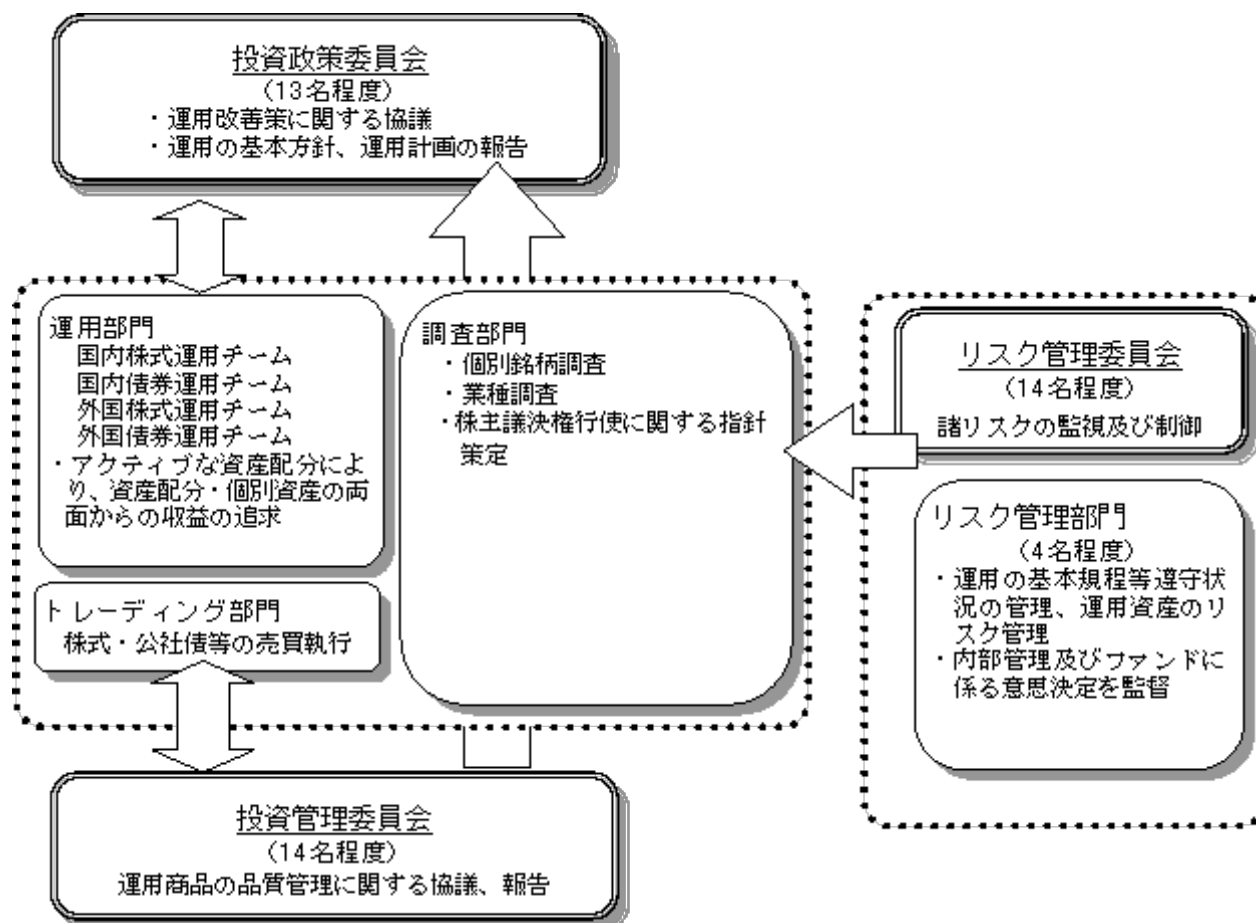
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「③ 1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

1.運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

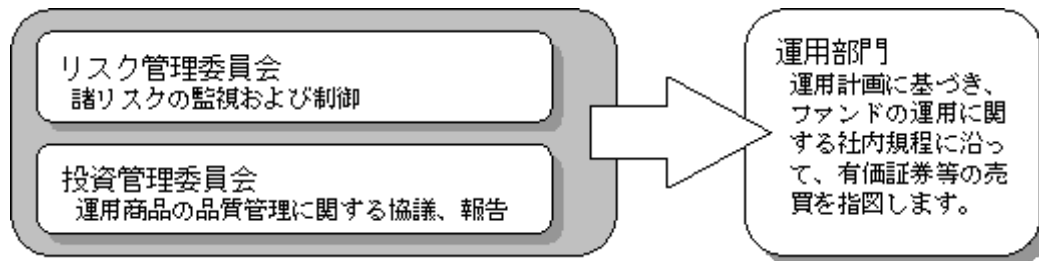


- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2. 内部管理体制

- ① ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。
- ② リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ③ 投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



※ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎年1回（原則11月29日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてずに信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- i 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ii 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】**① 株式への投資制限（約款 運用の基本方針）**

株式への投資には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

③ 新株引受権証券等の投資制限（約款第17条第4項）

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

④ 投資信託証券の投資制限（約款第17条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑥ 信用取引の指図範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第23条）
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩ 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 2. 上記 i) および ii) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑪ 公社債の空売りの指図範囲（約款第25条）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

⑫ 公社債の借入れ（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 外国為替予約取引の指図（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭ 資金の借入れ（約款第35条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - i) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ii) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - iii) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に株式や公社債など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失

は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

④信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

①カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

②流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

③ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

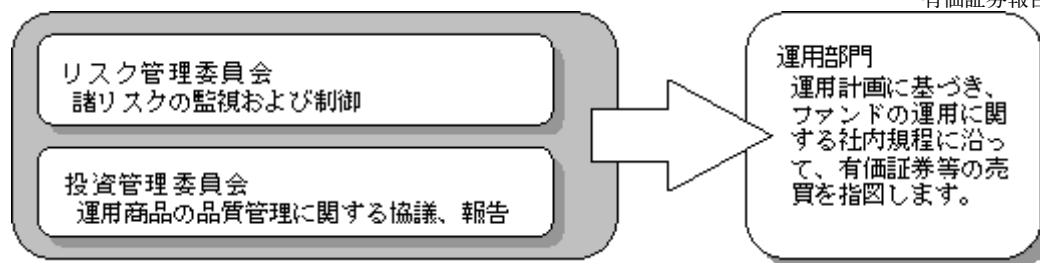
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

①ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

②リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

③投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。なお、現在のところ、すべての販売会社において無手数料となっております。
- ② 「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。
- ※ 別に定める契約（自動継続投資契約、累投契約等）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該計算期間終了日の基準価額とします。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.2075%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合 計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.2075%（税抜1.15%）	年0.4095%（税抜0.39%）	年0.7140%（税抜0.68%）	年0.0840%（税抜0.08%）

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。

- ② 上記信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に係る監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。
- ※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金に係る掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

<上記以外の受益者（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人）の場合の課税の取扱い>

- ① 平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。
- ② 平成24年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成22年1月12日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※平成21年4月1日をもって「明治ドレスナー日本株式マザーファンド」は「MDAM日本株式マザーファンド」に、「明治ドレスナー中小型株式マザーファンド」は「MDAM中小型株式マザーファンド」に、「明治ドレスナー日本債券マザーファンド」は「MDAM日本債券マザーファンド」に、「明治ドレスナー外国株式マザーファンド」は「MDAM外国株式マザーファンド」および「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」は「MDAM外国債券マザーファンド」にファンド名称を変更しました。（以下同じ）

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
MDAM日本株式マザーファンド受益証券	271,487,520	33.39
MDAM日本債券マザーファンド受益証券	209,021,592	25.71
MDAM外国株式マザーファンド受益証券	157,266,388	19.34
MDAM外国債券マザーファンド受益証券	140,915,249	17.33
MDAM中小型株式マザーファンド受益証券	26,505,134	3.26
小 計	805,195,883	99.03
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	7,915,414	0.97
合 計（純資産総額）	813,111,297	100.00

（参考）マザーファンドの投資状況

MDAM日本株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	3,366,930,730	97.82
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		74,918,515	2.18
合 計（純資産総額）		3,441,849,245	100.00

MDAM中小型株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	317,416,400	96.95
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		9,980,443	3.05
合 計（純資産総額）		327,396,843	100.00

MDAM日本債券マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,241,067,000	47.32
社債券	日本	1,009,041,130	21.30
	アメリカ	200,443,000	4.23
	小計	1,209,484,130	25.54
特殊債券	日本	507,976,896	10.73
	韓国	100,636,000	2.12
	小計	608,612,896	12.85
地方債証券	日本	603,297,600	12.74
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		73,771,091	1.56
合 計（純資産総額）		4,736,232,717	100.00

MDAM外国株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	アメリカ	1,763,164,856	51.95
	フランス	289,739,855	8.54
	イギリス	249,843,151	7.36
	スイス	233,081,216	6.87
	ドイツ	183,314,417	5.40
	カナダ	179,942,252	5.30
	香港	104,139,291	3.07
	スペイン	81,861,726	2.41
	オーストラリア	78,561,911	2.31
	イタリア	63,434,473	1.87
	スウェーデン	45,656,054	1.35
	オランダ	33,163,106	0.98
	オーストリア	23,678,864	0.70
	アイルランド	20,814,032	0.61
	小 計	3,350,395,204	98.72
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		43,397,478	1.28
合 計（純資産総額）		3,393,792,682	100.00

MDAM外国債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	37,794,367,392	36.80
	イタリア	17,821,479,514	17.35
	フランス	14,950,456,132	14.56
	ドイツ	7,191,745,173	7.00
	イギリス	5,674,142,820	5.52
	ベルギー	5,669,992,767	5.52
	カナダ	2,859,873,866	2.78
	スペイン	2,293,470,361	2.23
	オランダ	1,431,077,908	1.39
	ポーランド	1,040,004,216	1.01
	デンマーク	944,549,273	0.92
	オーストラリア	684,742,366	0.67
	スイス	653,652,178	0.64
	シンガポール	574,379,970	0.56
	スウェーデン	573,999,183	0.56
	ノルウェー	386,561,874	0.38
小 計		100,544,494,993	97.89
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		2,168,798,587	2.11
合 計（純資産総額）		102,713,293,580	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価 ／簿価額（円）	評価単価 ／評価額（円）	投資比 率（％）
1	MDAM日本株式 マザーファンド	日本 / ー 親投資信託受益証券	467,437,191	0.5117 239,187,611	0.5808 271,487,520	33.39
2	MDAM日本債券 マザーファンド	日本 / ー 親投資信託受益証券	184,111,330	1.1365 209,242,527	1.1353 209,021,592	25.71
3	MDAM外国株式 マザーファンド	日本 / ー 親投資信託受益証券	182,168,874	0.7773 141,599,866	0.8633 157,266,388	19.34
4	MDAM外国債券 マザーファンド	日本 / ー 親投資信託受益証券	90,382,432	1.5189 137,281,876	1.5591 140,915,249	17.33
5	MDAM中小型株式 マザーファンド	日本 / ー 親投資信託受益証券	36,110,537	0.6912 24,962,496	0.7340 26,505,134	3.26

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.03
合計	99.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

MDAM日本株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	51,200	3,994.14	204,500,414	4,115.00	210,688,000	6.12
2	日本	株式	HOYA	精密機器	49,100	1,905.87	93,578,640	2,579.00	126,628,900	3.68
3	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	20,400	5,134.69	104,747,740	6,130.00	125,052,000	3.63
4	日本	株式	NTN	機械	276,000	373.81	103,173,763	433.00	119,508,000	3.47
5	日本	株式	クラレ	化学	107,500	920.31	98,933,614	1,108.00	119,110,000	3.46
6	日本	株式	ソニー	電気機器	39,100	2,495.59	97,577,952	2,916.00	114,015,600	3.31
7	日本	株式	ウシオ電機	電気機器	65,400	1,337.37	87,464,469	1,669.00	109,152,600	3.17
8	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	276,000	339.23	93,628,373	395.00	109,020,000	3.17
9	日本	株式	第一三共	医薬品	51,900	1,863.86	96,734,753	1,984.00	102,969,600	2.99
10	日本	株式	三井物産	卸売業	66,600	1,191.65	79,364,005	1,457.00	97,036,200	2.82
11	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	251,000	354.00	88,856,397	375.00	94,125,000	2.73
12	日本	株式	マツダ	輸送用機器	382,000	215.04	82,148,360	237.00	90,534,000	2.63
13	日本	株式	味の素	食料品	96,000	700.00	67,200,000	922.00	88,512,000	2.57
14	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	356,000	241.25	85,885,696	248.00	88,288,000	2.57
15	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	37,600	1,519.11	57,118,541	2,187.00	82,231,200	2.39
16	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	38,000	2,853.64	108,438,453	2,150.00	81,700,000	2.37
17	日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	20,300	3,901.91	79,208,826	3,885.00	78,865,500	2.29
18	日本	株式	東芝	電気機器	143,000	420.10	60,074,416	543.00	77,649,000	2.26
19	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	135,000	538.01	72,631,779	575.00	77,625,000	2.26
20	日本	株式	エーザイ	医薬品	22,100	3,016.01	66,653,855	3,410.00	75,361,000	2.19
21	日本	株式	イビデン	電気機器	22,000	2,717.65	59,788,501	3,325.00	73,150,000	2.13
22	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	626,000	117.54	73,581,177	116.00	72,616,000	2.11
23	日本	株式	小松製作所	機械	34,400	1,261.72	43,403,489	2,096.00	72,102,400	2.09
24	日本	株式	ダイキン工業	機械	19,300	2,759.83	53,264,731	3,710.00	71,603,000	2.08
25	日本	株式	任天堂	その他製品	2,600	25,120.00	65,312,000	26,080.00	67,808,000	1.97
26	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	82,300	684.75	56,354,925	823.00	67,732,900	1.97
27	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,700	3,593.43	81,570,881	2,875.00	65,262,500	1.90
28	日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	20,500	3,010.26	61,710,393	3,170.00	64,985,000	1.89
29	日本	株式	積水ハウス	建設業	63,000	845.00	53,235,000	896.00	56,448,000	1.64
30	日本	株式	パナソニック	電気機器	37,800	1,360.61	51,431,293	1,449.00	54,772,200	1.59

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	97.82
合計	97.82

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
電気機器	12.46	保険業	2.37
輸送用機器	10.72	サービス業	2.29
機械	8.80	パルプ・紙	2.26
情報・通信業	6.03	ガラス・土石製品	2.11
銀行業	5.45	その他製品	1.97
医薬品	5.18	建設業	1.64
食料品	4.46	海運業	1.57
化学	3.94	証券・商品先物取引業	1.43
精密機器	3.68	不動産業	1.29
陸運業	3.63	ゴム製品	1.26
鉄鋼	3.17	小売業	1.18
卸売業	2.82	繊維製品	1.03
電気・ガス業	2.73	鉱業	1.00
非鉄金属	2.57	石油・石炭製品	0.79
		合 計	97.82

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

MDAM中小型株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	アーレスティ	非鉄金属	31,600	472.82	14,941,128	639.00	20,192,400	6.17
2	日本	株式	竹内製作所	機械	17,800	1,050.84	18,705,106	915.00	16,287,000	4.97
3	日本	株式	アルコニックス	卸売業	4,400	3,688.49	16,229,384	3,395.00	14,938,000	4.56
4	日本	株式	第一精工	電気機器	3,800	4,105.52	15,600,981	3,765.00	14,307,000	4.37
5	日本	株式	スパークス・グループ	証券、商品先物取引業	943	12,360.74	11,656,180	12,000.00	11,316,000	3.46
6	日本	株式	住友大阪セメント	ガラス・土石製品	71,000	158.01	11,218,861	155.00	11,005,000	3.36
7	日本	株式	東栄住宅	不動産業	14,200	1,066.90	15,150,020	718.00	10,195,600	3.11
8	日本	株式	ドウシシャ	卸売業	4,400	1,777.42	7,820,685	1,979.00	8,707,600	2.66
9	日本	株式	ぐるなび	サービス業	46	258,891.13	11,908,992	189,200.00	8,703,200	2.66
10	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	49	163,558.95	8,014,389	166,700.00	8,168,300	2.49
11	日本	株式	NECキャピタルソリューション	その他金融業	6,200	1,252.49	7,765,497	1,252.00	7,762,400	2.37
12	日本	株式	ディーガイア	情報・通信業	47	158,088.87	7,430,177	163,600.00	7,689,200	2.35
13	日本	株式	ナカニシ	精密機器	900	7,295.79	6,566,217	8,100.00	7,290,000	2.23
14	日本	株式	トーヨーカネット	機械	36,000	170.76	6,147,663	177.00	6,372,000	1.95
15	日本	株式	カカココム	サービス業	18	344,152.11	6,194,738	350,000.00	6,300,000	1.92
16	日本	株式	エフオーアイ	機械	8,200	850.00	6,970,000	713.00	5,846,600	1.79
17	日本	株式	ジーエス・ユアサ コーポレーション	電気機器	8,000	742.49	5,939,937	680.00	5,440,000	1.66
18	日本	株式	セリア	小売業	48	116,322.35	5,583,473	112,700.00	5,409,600	1.65
19	日本	株式	メッセージ	サービス業	29	177,306.17	5,141,879	186,400.00	5,405,600	1.65
20	日本	株式	アーネストワン	不動産業	6,000	803.56	4,821,360	893.00	5,358,000	1.64
21	日本	株式	シンプレクス・テクノロジー	情報・通信業	119	44,008.87	5,237,056	43,700.00	5,200,300	1.59
22	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	2,800	1,878.95	5,261,068	1,806.00	5,056,800	1.54
23	日本	株式	日特エンジニアリング	機械	8,400	535.30	4,496,563	598.00	5,023,200	1.53
24	日本	株式	新晃工業	機械	16,000	364.94	5,839,180	306.00	4,896,000	1.50
25	日本	株式	東洋電機製造	電気機器	6,000	693.59	4,161,542	774.00	4,644,000	1.42
26	日本	株式	札幌北洋ホールディングス	銀行業	12,500	339.87	4,248,477	367.00	4,587,500	1.40
27	日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	1,900	2,234.50	4,245,558	2,380.00	4,522,000	1.38
28	日本	株式	太平工業	建設業	11,000	312.11	3,433,264	410.00	4,510,000	1.38
29	日本	株式	リサ・パートナーズ	不動産業	74	66,497.74	4,920,833	60,500.00	4,477,000	1.37
30	日本	株式	トリドール	小売業	27	125,749.81	3,395,245	162,300.00	4,382,100	1.34

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	96.95
合計	96.95

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
機械	13.35	建設業	2.69
サービス業	11.44	その他金融業	2.37
電気機器	10.80	輸送用機器	1.58
小売業	8.75	金属製品	1.46
卸売業	8.70	銀行業	1.40
情報・通信業	7.88	その他製品	1.30
非鉄金属	6.17	化学	1.07
不動産業	6.12	電気・ガス業	0.92
証券、商品先物取引業	3.46	陸運業	0.66
ガラス・土石製品	3.36	食料品	0.25
精密機器	3.08	医薬品	0.16
		合 計	96.95

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

MDAM日本債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第296回利付国債10年	460,000,000	102.70	472,430,650	102.72	472,516,600	1.5	2018/9/20	9.98
2	日本	地方債証券	平成18年度8回兵庫県公募公債	181,000,000	103.97	188,196,560	107.06	193,778,600	2.1	2016/8/24	4.09
3	日本	国債証券	第251回利付国債10年	150,000,000	102.05	153,086,400	102.01	153,027,000	0.9	2013/6/20	3.23
4	日本	国債証券	第288回利付国債10年	140,000,000	105.38	147,543,800	105.14	147,198,800	1.7	2017/9/20	3.11
5	日本	国債証券	第282回利付国債10年	115,000,000	105.63	121,483,700	105.67	121,523,950	1.7	2016/9/20	2.57
6	日本	地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	102.38	102,389,000	105.68	105,686,000	1.98	2017/7/28	2.23
7	日本	特殊債券	第38回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105.09	105,099,000	104.49	104,491,000	1.87	2018/6/20	2.21
8	日本	国債証券	第72回利付国債5年	100,000,000	103.83	103,831,000	104.05	104,053,000	1.5	2013/6/20	2.20
9	日本	社債券	第25回富士通	100,000,000	99.33	99,335,000	103.76	103,767,000	1.73	2014/9/25	2.19
10	日本	特殊債券	政府保証第341回日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	102.59	102,598,000	103.42	103,429,000	1.3	2015/5/29	2.18
11	日本	特殊債券	第2回日本鉄道建設債券	100,000,000	102.29	102,295,000	103.21	103,212,000	1.68	2012/6/20	2.18
12	日本	社債券	第14回KDDI	100,000,000	100.00	100,000,000	102.42	102,429,000	1.278	2014/5/29	2.16
13	日本	地方債証券	平成20年度15回北海道公募公債	100,000,000	102.03	102,032,000	102.33	102,333,000	1.22	2014/2/27	2.16
14	日本	特殊債券	利附第682号利附商工債券	100,000,000	101.32	101,322,000	102.06	102,063,000	1.3	2012/3/27	2.15
15	日本	社債券	第3回三井住友銀行	100,000,000	101.73	101,739,130	101.73	101,739,130	2.36	2010/12/20	2.15
16	日本	社債券	第36回日立キャピタル	100,000,000	99.64	99,646,000	101.16	101,168,000	1.45	2011/6/20	2.14
17	日本	社債券	第2回イオンモール	100,000,000	100.00	100,000,000	100.82	100,821,000	1.54	2014/11/13	2.13
18	日本	地方債証券	平成21年度14回兵庫県公募公債	100,000,000	100.28	100,281,000	100.79	100,791,000	0.83	2014/7/24	2.13
19	アメリカ	社債券	第19回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポ円貨社債	100,000,000	88.12	88,128,000	100.78	100,786,000	1.95	2011/5/27	2.13
20	日本	地方債証券	第597回東京都公募公債	100,000,000	98.62	98,625,000	100.70	100,709,000	0.6	2013/5/24	2.13
21	日本	社債券	第10回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	94.66	94,666,000	100.67	100,676,000	1.23	2011/6/20	2.13
22	韓国	特殊債券	第5回中小企業銀行円貨債券	100,000,000	100.37	100,378,000	100.63	100,636,000	2.2	2011/11/9	2.12
23	日本	社債券	第68回東京急行電鉄	100,000,000	100.00	100,000,000	100.46	100,468,000	0.75	2012/10/26	2.12
24	日本	社債券	第1回GDFスエズ円貨社債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.19	100,193,000	1.17	2014/12/15	2.12
25	日本	社債券	第8回三菱UFJリース	100,000,000	100.00	100,000,000	100.15	100,159,000	0.82	2012/12/4	2.11
26	アメリカ	社債券	第14回メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク円貨社債	100,000,000	86.46	86,465,000	99.65	99,657,000	1.58	2012/2/23	2.10
27	日本	社債券	第111回オリックス	100,000,000	84.03	84,033,000	97.62	97,621,000	1.65	2012/3/9	2.06
28	日本	特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,658,000	100.00	93,658,000	101.20	94,781,896	1.7	2032/5/10	2.00
29	日本	国債証券	第34回利付国債20年	74,000,000	116.52	86,224,800	117.76	87,143,880	3.5	2017/3/20	1.84
30	日本	国債証券	第57回利付国債20年	82,000,000	101.93	83,585,880	103.16	84,593,660	1.9	2022/6/20	1.79

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	47.32
社債券	25.54
特殊債券	12.85
地方債証券	12.74
合計	98.44

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

MDAM外国株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP	生活必需品	13,161	3,891.53	51,216,470	4,820.25	63,439,436	1.87
2	カナダ	株式	CANADIAN NATURAL RESOURCES	エネルギー	9,500	5,267.78	50,043,958	6,648.82	63,163,881	1.86
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	19,600	1,878.00	36,808,870	2,793.92	54,760,851	1.61
4	オーストラリア	株式	RIO TINTO LIMITED	素材	7,926	3,985.36	31,588,029	6,853.59	54,321,633	1.60
5	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	21,746	2,015.84	43,836,648	2,482.58	53,986,306	1.59
6	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	29,704	1,563.46	46,441,109	1,817.25	53,979,763	1.59
7	アメリカ	株式	XTO ENERGY INC	エネルギー	12,100	3,164.57	38,291,393	4,448.86	53,831,206	1.59
8	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	2,750	11,950.81	32,864,734	19,393.15	53,331,170	1.57
9	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	情報技術	960	35,328.74	33,915,598	55,482.45	53,263,154	1.57
10	ドイツ	株式	BAYER AG	ヘルスケア	7,330	5,133.46	37,628,311	7,197.62	52,758,595	1.55
11	アメリカ	株式	FREEPORT-MCMORAN COPPER	素材	6,400	4,728.08	30,259,767	8,130.70	52,036,524	1.53
12	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財・サービス	7,800	4,916.63	38,349,727	6,660.36	51,950,870	1.53
13	ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	12,695	3,209.19	40,740,767	3,927.19	49,855,722	1.47
14	フランス	株式	AXA	金融	21,850	1,502.12	32,821,458	2,277.26	49,758,218	1.47
15	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	金融	11,900	3,124.05	37,176,224	4,110.11	48,910,416	1.44
16	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	生活必需品	10,900	3,632.43	39,593,557	4,429.36	48,280,125	1.42
17	フランス	株式	PERNOD-RICARD	生活必需品	6,048	5,240.71	31,695,855	7,824.95	47,325,358	1.39
18	アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス	3,900	7,373.84	28,758,003	12,027.61	46,907,690	1.38
19	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財・サービス	6,400	5,669.93	36,287,560	7,176.32	45,928,480	1.35
20	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	13,100	3,403.26	44,582,721	3,444.03	45,116,879	1.33
21	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	18,100	2,405.89	43,546,770	2,489.33	45,056,891	1.33
22	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO.	情報技術	9,300	3,257.26	30,292,583	4,839.28	45,005,387	1.33
23	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア	8,700	4,109.38	35,751,666	5,106.95	44,430,543	1.31
24	アメリカ	株式	INTEL CORP	情報技術	22,900	1,507.29	34,516,969	1,933.68	44,281,386	1.30
25	イギリス	株式	INMARSAT PLC	電気通信サービス	41,985	768.36	32,259,643	1,016.35	42,671,689	1.26
26	アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	金融	15,400	2,141.67	32,981,812	2,658.24	40,936,896	1.21
27	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	生活必需品	8,900	3,572.86	31,798,457	4,563.31	40,613,476	1.20
28	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	金融	2,500	12,415.68	31,039,219	15,834.98	39,587,470	1.17
29	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED	金融	15,980	1,604.95	25,647,195	2,362.58	37,754,044	1.11
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	生活必需品	6,600	5,404.16	35,667,489	5,602.61	36,977,226	1.09

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	98.72
合計	98.72

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
ヘルスケア	20.85	資本財・サービス	9.78
エネルギー	16.41	生活必需品	5.45
一般消費財・サービス	14.83	素材	3.08
金融	14.63	公益事業	2.36
情報技術	10.10	電気通信サービス	1.23
		合計	98.72

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

MDAM外国債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 0.75%11/11/30	126,800,000	9,206.92	11,674,380,900	9,206.20	11,673,466,611	0.75	2011/11/30	11.37
2	イタリア	国債証券	IT BTPS 2.5%12/07/01	46,590,000	13,547.88	6,311,958,037	13,584.66	6,329,095,703	2.5	2012/7/1	6.16
3	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25%14/11/15	50,000,000	10,088.46	5,044,231,055	9,997.24	4,998,621,875	4.25	2014/11/15	4.87
4	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	10,235.20	4,795,193,395	10,001.57	4,685,735,690	4.25	2013/8/15	4.56
5	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 3.125%19/05/15	53,220,000	9,160.82	4,875,391,721	8,764.17	4,664,293,102	3.125	2019/5/15	4.54
6	フランス	国債証券	FRA GOVT 3.75%17/04/25	31,630,000	13,576.64	4,294,291,232	13,912.37	4,400,485,034	3.75	2017/4/25	4.28
7	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4%15/02/15	42,830,000	10,005.17	4,285,216,786	9,866.00	4,225,609,806	4	2015/2/15	4.11
8	ベルギー	国債証券	BELGIUM 4.25%14/09/28	24,150,000	14,266.84	3,445,442,246	14,375.18	3,471,607,708	4.25	2014/9/28	3.38
9	フランス	国債証券	FRA GOVT 4%13/04/25	21,740,000	14,086.26	3,062,354,141	14,252.12	3,098,412,627	4	2013/4/25	3.02
10	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.875%12/02/15	28,965,000	10,171.53	2,946,185,511	9,966.95	2,886,929,329	4.875	2012/2/15	2.81
11	イタリア	国債証券	IT BTPS 5.25%17/08/01	19,130,000	14,706.91	2,813,432,265	14,987.80	2,867,167,670	5.25	2017/8/1	2.79
12	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	14,244.10	2,818,907,864	14,411.30	2,851,996,744	4.75	2013/2/1	2.78
13	ドイツ	国債証券	GER BUNDS 4.25%14/01/04	18,930,000	14,519.64	2,748,569,366	14,425.34	2,730,718,224	4.25	2014/1/4	2.66
14	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	13,925.75	2,645,893,184	14,226.71	2,703,075,584	4.25	2015/2/1	2.63
15	スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	14,320.34	2,262,614,604	14,515.63	2,293,470,361	4.75	2014/7/30	2.23
16	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.5%20/02/01	13,575,000	13,667.45	1,855,356,703	13,979.25	1,897,684,219	4.5	2020/2/1	1.85
17	カナダ	国債証券	CAN GOVT 4.5%15/06/01	18,870,000	10,138.23	1,913,085,469	9,667.49	1,824,256,240	4.5	2015/6/1	1.78
18	フランス	国債証券	FRA GOVT 4.25%23/10/25	13,008,000	13,552.56	1,762,917,421	13,793.33	1,794,236,522	4.25	2023/10/25	1.75
19	フランス	国債証券	FRA GOVT 4.25%19/04/25	12,610,000	13,908.36	1,753,844,801	14,191.93	1,789,603,129	4.25	2019/4/25	1.74
20	ベルギー	国債証券	BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	16,612.99	1,752,670,656	16,758.79	1,768,052,387	8	2015/3/28	1.72
21	フランス	国債証券	FRA GOVT 5%16/10/25	10,400,000	14,753.72	1,534,387,712	14,997.17	1,559,705,804	5	2016/10/25	1.52
22	アメリカ	国債証券	US T-BOND 8.125%19/08/15	12,370,000	13,217.64	1,635,023,111	12,459.05	1,541,185,450	8.125	2019/8/15	1.50
23	オランダ	国債証券	NETHER 4%37/01/15	11,080,000	12,993.44	1,439,673,861	12,915.86	1,431,077,908	4	2037/1/15	1.39
24	イギリス	国債証券	UK GILT 4.75%38/12/07	9,010,000	15,860.64	1,429,044,131	15,612.05	1,406,646,076	4.75	2038/12/7	1.37
25	フランス	国債証券	FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	15,957.56	1,164,902,464	16,305.34	1,190,290,112	5.75	2032/10/25	1.16
26	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT5%13/10/24	31,940,000	3,169.10	1,012,211,817	3,256.11	1,040,004,216	5	2013/10/24	1.01
27	イギリス	国債証券	UK GILT 4.75%30/12/07	6,640,000	15,557.37	1,033,009,567	15,462.12	1,026,685,220	4.75	2030/12/7	1.00
28	アメリカ	国債証券	US T-BOND 4.25%39/05/15	11,315,000	9,259.62	1,047,726,231	8,529.09	965,067,310	4.25	2039/5/15	0.94
29	イギリス	国債証券	UK GILT 6%28/12/07	5,300,000	18,551.46	983,227,459	17,940.75	950,860,099	6	2028/12/7	0.93
30	イタリア	国債証券	IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	16,607.64	883,526,533	17,573.38	934,904,284	7.25	2026/11/1	0.91

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.89
合計	97.89

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期 別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末 (平成14年11月29日)	42,184,491	42,184,491	9,387	9,387
第2期計算期間末 (平成15年12月1日)	86,869,126	86,869,126	9,562	9,562
第3期計算期間末 (平成16年11月29日)	198,402,604	198,402,604	9,898	9,898
第4期計算期間末 (平成17年11月29日)	368,916,571	369,227,492	11,865	11,875
第5期計算期間末 (平成18年11月29日)	577,108,963	577,577,747	12,311	12,321
第6期計算期間末 (平成19年11月29日)	671,859,408	672,403,793	12,342	12,352
第7期計算期間末 (平成20年12月1日)	583,136,358	583,136,358	8,307	8,307
第8期計算期間末 (平成21年11月30日)	758,645,635	758,645,635	9,049	9,049

	純資産総額 (円)	1万口当たり純資産額 (円)
平成21年1月末日	585,058,213	7,992
平成21年2月末日	575,031,799	7,895
平成21年3月末日	605,900,910	8,168
平成21年4月末日	643,653,305	8,528
平成21年5月末日	681,102,196	8,883
平成21年6月末日	713,104,948	9,163
平成21年7月末日	741,692,312	9,368
平成21年8月末日	760,784,158	9,447
平成21年9月末日	766,021,786	9,339
平成21年10月末日	784,462,083	9,333
平成21年11月末日	758,645,635	9,049
平成21年12月末日	798,222,230	9,457
直近日 (平成22年1月12日現在)	813,111,297	9,687

② 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間 (平成13年11月30日から平成14年11月29日まで)	0
第2期計算期間 (平成14年11月30日から平成15年12月1日まで)	0
第3期計算期間 (平成15年12月2日から平成16年11月29日まで)	0
第4期計算期間 (平成16年11月30日から平成17年11月29日まで)	10
第5期計算期間 (平成17年11月30日から平成18年11月29日まで)	10
第6期計算期間 (平成18年11月30日から平成19年11月29日まで)	10
第7期計算期間 (平成19年11月30日から平成20年12月1日まで)	0
第8期計算期間 (平成20年12月2日から平成21年11月30日まで)	0

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期計算期間 (平成13年11月30日から平成14年11月29日まで)	△6.13
第2期計算期間 (平成14年11月30日から平成15年12月1日まで)	1.86
第3期計算期間 (平成15年12月2日から平成16年11月29日まで)	3.51
第4期計算期間 (平成16年11月30日から平成17年11月29日まで)	19.97
第5期計算期間 (平成17年11月30日から平成18年11月29日まで)	3.84
第6期計算期間 (平成18年11月30日から平成19年11月29日まで)	0.33
第7期計算期間 (平成19年11月30日から平成20年12月1日まで)	△32.69
第8期計算期間 (平成20年12月2日から平成21年11月30日まで)	8.93

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレズナーDCグローバルバランスオープン」から
「MDAM・DCグローバルバランスオープン」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限ります。
- ②取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
- ③取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④お申込単位は、1円以上1円単位とします。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

- ⑤申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

現在のところ、すべての販売会社で、無手数料となっております。

※販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

- ⑥申込代金（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

- ⑦ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。
- ⑧申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
- ⑨委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

■受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等による取得の申込みに限るものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

- ①受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ②換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額については、販売会社および下記委託会社において入手することができます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

- ④一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
- ⑤委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、該当運営管理機関の取決めにしたがってください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株 式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 [※] ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月30日から翌年11月29日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了および繰上償還条項

- 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係るしられたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
- 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記の3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧ 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨ 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了毎に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

⑩ その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。

⑪ 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 収益分配金に対する請求権

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

③ 信託契約の解約等の場合の反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

④ 償還金請求権

1. 受益者は持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
2. 償還金の支払いは販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金については、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤ 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成19年11月30日から平成20年12月1日まで）及び第8期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【MDAM・DCグローバルバランスオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成20年12月1日現在)	第8期 (平成21年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,646,437	15,489,483
親投資信託受益証券	577,757,129	751,221,370
未収入金	1,010,000	—
未収利息	95	24
流動資産合計	588,413,661	766,710,877
資産合計	588,413,661	766,710,877
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,106,505	3,571,014
未払受託者報酬	288,892	311,299
未払委託者報酬	3,863,915	4,163,530
その他未払費用	17,991	19,399
流動負債合計	5,277,303	8,065,242
負債合計	5,277,303	8,065,242
純資産の部		
元本等		
元本	701,962,133	838,410,435
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△118,825,775	△79,764,800
（分配準備積立金）	55,043,912	61,948,502
元本等合計	583,136,358	758,645,635
純資産合計	583,136,358	758,645,635
負債純資産合計	588,413,661	766,710,877

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月 1 日)	第 8 期 (自 平成20年12月 2 日 至 平成21年11月30日)
営業収益		
受取利息	37,955	6,401
有価証券売買等損益	△255,269,331	62,764,241
営業収益合計	△255,231,376	62,770,642
営業費用		
受託者報酬	571,710	564,958
委託者報酬	7,646,571	7,556,190
その他費用	35,603	35,190
営業費用合計	8,253,884	8,156,338
営業利益又は営業損失（△）	△263,485,260	54,614,304
経常利益又は経常損失（△）	△263,485,260	54,614,304
当期純利益又は当期純損失（△）	△263,485,260	54,614,304
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△14,457,238	2,853,259
期首剰余金又は期首欠損金（△）	127,473,792	△118,825,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,803,404	13,677,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	13,677,374
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,803,404	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,074,949	26,377,444
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,074,949	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	26,377,444
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△118,825,775	△79,764,800

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	第8期 (自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成19年11月30日から平成20年12月1日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成20年12月2日から平成21年11月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第7期 (平成20年12月1日現在)	第8期 (平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	701,962,133口	838,410,435口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 118,825,775円	元本の欠損 79,764,800円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8307円	0.9049円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)			第8期 (自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)		
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した180,512,114円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。			分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した228,356,857円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		
(単位:円)			(単位:円)		
配当等収益（注1）	A	14,460,774	配当等収益（注1）	A	14,452,094
経費	B	8,253,884	有価証券売買等損益	B	48,318,548
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	125,468,202	解約に伴う当期純利益分配額	C	2,853,259
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	11,045,608	経費	D	8,156,338
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	37,791,414	繰越欠損金補てん額	E	39,276,339
分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	180,512,114	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	166,408,355
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	701,962,133 (口)	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	15,503,512
分配可能額	H (F)	180,512,114	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	33,960,284
1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2572	分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	228,356,857
1口当たり分配額	J	0	当ファンドの当期末残存受益権口数	J	838,410,435 (口)
収益分配金額	K	0	分配可能額	K (I)	228,356,857
			1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2724
			1口当たり分配額	M	0
			収益分配金額	N	0

第7期 (自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	第8期 (自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息37,955円及び親投資信託からの分配可能額14,422,819円を含めて表示しております。 (注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。	(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息6,401円及び親投資信託からの分配可能額14,445,693円を含めて表示しております。 (注2) 収益調整金 同左 (注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左 (注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第7期 (平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	577,757,129	△226,622,830
合計	577,757,129	△226,622,830

売買目的有価証券

第8期 (平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	751,221,370	50,865,073
合計	751,221,370	50,865,073

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第7期 (平成20年12月1日現在)	第8期 (平成21年11月30日現在)
1. 期首元本額	544,385,616円	701,962,133円
期中追加設定元本額	254,191,267円	218,978,900円
期中一部解約元本額	96,614,750円	82,530,598円

(4) 【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	MDAM日本株式マザーファンド	431,674,341	220,153,913	
親投資信託受益証券	MDAM中小型株式マザーファンド	32,714,033	22,582,496	
親投資信託受益証券	MDAM外国債券マザーファンド	70,848,901	107,470,697	
親投資信託受益証券	MDAM日本債券マザーファンド	205,183,898	233,191,500	
親投資信託受益証券	MDAM外国株式マザーファンド	216,043,723	167,822,764	
	合計	956,464,896	751,221,370	

第2信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「MDAM日本株式マザーファンド」受益証券、「MDAM中小型株式マザーファンド」受益証券、「MDAM日本債券マザーファンド」受益証券、「MDAM外国株式マザーファンド」受益証券、「MDAM外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「MDAM日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

MDAM日本株式マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成20年12月 1 日現在）	（平成21年11月30日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	904,065	366,691
コール・ローン	72,805,142	55,267,456
株式	2,970,857,900	2,948,108,810
未収入金	100,513,445	83,402,917
未収配当金	11,249,950	13,351,100
未収利息	721	87
流動資産合計	3,156,331,223	3,100,497,061
資産合計	3,156,331,223	3,100,497,061
負債の部		
流動負債		
未払金	104,458,561	102,215,867
未払解約金	1,010,000	—
流動負債合計	105,468,561	102,215,867
負債合計	105,468,561	102,215,867
純資産の部		
元本等		
元本	6,371,283,629	5,878,802,478
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△3,320,420,967	△2,880,521,284
元本等合計	3,050,862,662	2,998,281,194
純資産合計	3,050,862,662	2,998,281,194
負債純資産合計	3,156,331,223	3,100,497,061

（注）MDAM日本株式マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成20年12月1日・平成21年11月30日現在におけるMDAM日本株式マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、証券取引所（ジャスダック 証券取引所を除く）における最終相場 （最終相場のないものについては、そ れに準ずる価額）、ジャスダック証券 取引所が発表する基準値段、または証 券会社等から提示される気配相場に基 づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金融商 品取引業者等から提示される気配相場 に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	6,371,283,629口	5,878,802,478口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 3,320,420,967円	元本の欠損 2,880,521,284円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.4788円	0.5100円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,970,857,900	△1,071,758,369
合計	2,970,857,900	△1,071,758,369

売買目的有価証券

(平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,948,108,810	△79,972,495
合計	2,948,108,810	△79,972,495

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成20年12月1日現在）		（平成21年11月30日現在）	
1. 期首元本額 （注1）		5,755,453,629円		6,680,689,252円
期中追加設定元本額		963,324,327円		438,545,407円
期中一部解約元本額		347,494,327円		1,240,432,181円
平成20年12月1日・平成21年11月30日現在における元本の内訳（注2）				
	明治ドレスナー日本株式リサーチオープン	2,571,017,441円	MDAM日本株式リサーチオープン	1,822,668,950円
	明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン70）	903,973円		—
	明治ドレスナーDC日本株式リサーチオープン	1,061,299,817円	MDAM・DC日本株式リサーチオープン	1,273,409,143円
	明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン70）	418,642,032円	MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）	476,502,594円
	明治ドレスナー・グローバルバランスオープン	282,307,582円	MDAMグローバルバランスオープン	254,498,612円
	明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン	415,813,129円	MDAM・DCグローバルバランスオープン	431,674,341円
	明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン30）	508,163円		—
	明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン50）	536,193円		—
	明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン30）	151,174,519円	MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）	167,112,886円
	明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン50）	364,499,418円	MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）	402,740,223円
	明治ドレスナーVA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	477,043,426円	MDAM・VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	488,928,130円
	明治ドレスナーVAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	366,601,101円	MDAM・VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	317,747,722円
	明治ドレスナーVAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	260,936,835円	MDAM・VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	243,519,877円
	合計	6,371,283,629円	合計	5,878,802,478円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価 (円)	金額 (円)	
国際石油開発帝石	48	674,000	32,352,000	
積水ハウス	63,000	762	48,006,000	
日本マクドナルドホールディングス	11,700	1,850	21,645,000	
味の素	96,000	811	77,856,000	
セブン&アイ・ホールディングス	20,200	1,933	39,046,600	
三菱レイヨン	165,000	370	61,050,000	
クラレ	107,500	1,039	111,692,500	
王子製紙	49,000	368	18,032,000	
レンゴー	135,000	558	75,330,000	
イビデン	22,000	2,920	64,240,000	
宇部興産	63,000	213	13,419,000	
中外製薬	13,000	1,640	21,320,000	
エーザイ	22,100	3,170	70,057,000	
テルモ	14,700	4,890	71,883,000	
第一三共	40,700	1,693	68,905,100	
ヤフー	1,297	25,830	33,501,510	
新日本石油	59,000	368	21,712,000	
ブリヂストン	27,900	1,375	38,362,500	
太平洋セメント	626,000	96	60,096,000	
新日本製鐵	276,000	321	88,596,000	
三菱マテリアル	356,000	206	73,336,000	
小松製作所	34,400	1,698	58,411,200	
ダイキン工業	19,300	3,070	59,251,000	
SANKYO	7,900	4,860	38,394,000	
NTN	276,000	326	89,976,000	
東芝	143,000	458	65,494,000	
パナソニック	37,800	1,111	41,995,800	
ソニー	15,100	2,325	35,107,500	
ウシオ電機	65,400	1,458	95,353,200	
日産自動車	152,300	626	95,339,800	
トヨタ自動車	51,200	3,440	176,128,000	
HOYA	49,100	2,205	108,265,500	
任天堂	2,600	21,210	55,146,000	
三井物産	66,600	1,144	76,190,400	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	58,800	482	28,341,600	
三井住友フィナンシャルグループ	22,700	2,850	64,695,000	
住友信託銀行	89,000	463	41,207,000	
みずほフィナンシャルグループ	278,800	162	45,165,600	
大和証券グループ本社	96,000	465	44,640,000	
T&Dホールディングス	38,000	2,000	76,000,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	1,188	62,100	73,774,800	
東日本旅客鉄道	20,400	6,100	124,440,000	
商船三井	93,000	483	44,919,000	
東京瓦斯	251,000	356	89,356,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	188	244,900	46,041,200	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,000	1,881	30,096,000	
ニトリ	7,750	7,240	56,110,000	
ソフトバンク	37,600	2,070	77,832,000	
合計	4,100,271		2,948,108,810	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「MDAM中小型株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

MDAM中小型株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,034,957	14,039,500
株式	261,998,550	293,862,400
未収入金	5,394,906	6,670,383
未収配当金	1,779,750	776,950
未収利息	109	22
流動資産合計	280,208,272	315,349,255
資産合計	280,208,272	315,349,255
負債の部		
流動負債		
未払金	—	8,992,935
未払解約金	—	1,800,000
流動負債合計	—	10,792,935
負債合計	—	10,792,935
純資産の部		
元本等		
元本	482,197,475	441,224,039
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△201,989,203	△136,667,719
元本等合計	280,208,272	304,556,320
純資産合計	280,208,272	304,556,320
負債純資産合計	280,208,272	315,349,255

（注）MDAM中小型株式マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成20年12月1日・平成21年11月30日現在におけるMDAM中小型株式マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、証券取引所（ジャスダック 証券取引所を除く）における最終相場 （最終相場のないものについては、そ れに準ずる価額）、ジャスダック証券 取引所が発表する基準値段、または証 券会社等から提示される気配相場に基 づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金融 商品取引業者等から提示される気配相場 に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	482,197,475口	441,224,039口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 201,989,203円	元本の欠損 136,667,719円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.5811円	0.6903円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	261,998,550	△23,201,451
合計	261,998,550	△23,201,451

売買目的有価証券

(平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	293,862,400	△32,169,244
合計	293,862,400	△32,169,244

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成20年12月1日現在）		（平成21年11月30日現在）	
1. 期首元本額 （注1）		492,751,382円		545,674,339円
期中追加設 定元本額		99,626,576円		72,835,324円
期中一部解 約元本額		110,180,483円		177,285,624円
平成20年12 月1日・平 成21年11月 30日現在に おける元本 の内訳（注 2）	明治ドレスナー日本株式リ サーチオープン	192,386,707円	MDAM日本株式リサーチ オープン	140,286,625円
	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン70）	69,358円		—
	明治ドレスナーDC日本株 式リサーチオープン	81,579,607円	MDAM・DC日本株式リ サーチオープン	94,218,282円
	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン70）	31,264,200円	MDAM・DCハートフル ライフ（プラン70）	35,238,557円
	明治ドレスナー・グローバ ルバランスオープン	22,561,899円	MDAMグローバル balan スオープン	19,316,580円
	明治ドレスナーDCグロー バルバランスオープン	32,374,708円	MDAM・DCグローバル バランスオープン	32,714,033円
	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン30）	38,048円		—
	明治ドレスナー・ハートフ ルライフ（プラン50）	40,147円		—
	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン30）	11,295,660円	MDAM・DCハートフル ライフ（プラン30）	12,364,832円
	明治ドレスナーDCハート フルライフ（プラン50）	27,211,431円	MDAM・DCハートフル ライフ（プラン50）	29,766,453円
	明治ドレスナーVA日本株 式オープン（適格機関投資 家私募）	35,591,325円	MDAM・VA日本株式 オープン（適格機関投資家 私募）	37,319,984円
	明治ドレスナーVAハート フルライフ30（適格機関 投資家私募）	28,262,622円	MDAM・VAハートフル ライフ30（適格機関投資 家私募）	23,066,171円
	明治ドレスナーVAハート フルライフ50（適格機関 投資家私募）	19,521,763円	MDAM・VAハートフル ライフ50（適格機関投資 家私募）	16,932,522円
	合計	482,197,475円	合計	441,224,039円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
太平工業	11,000	308	3,388,000	
NIPPO	1,000	636	636,000	
エス・エム・エス	26	154,000	4,004,000	
リニカル	1,100	640	704,000	
S Foods	1,000	810	810,000	
カカクコム	18	317,000	5,706,000	
メッセージ	29	188,000	5,452,000	
ゲンダイエージェンシー	33	90,100	2,973,300	
ぐるなび	46	187,500	8,625,000	
パシフィックゴルフグループインター ナショナルホールディングス	57	59,900	3,414,300	
アスクル	500	1,607	803,500	
ゲオ	34	96,600	3,284,400	
フィールズ	32	120,800	3,865,600	
セリア	48	127,500	6,120,000	
ナフコ	300	1,550	465,000	
アルコニックス	4,400	3,370	14,828,000	
スタートトゥデイ	49	173,000	8,477,000	
ブックオフコーポレーション	2,100	1,107	2,324,700	
トリドール	27	188,500	5,089,500	
デジタルハーツ	14	157,900	2,210,600	
ティーガイア	47	158,800	7,463,600	
GMOペイメントゲートウェイ	4	117,800	471,200	
フリービット	30	309,000	9,270,000	
四国化成工業	2,000	549	1,098,000	
イーピーエス	1	328,000	328,000	
プロトコーポレーション	1,900	2,530	4,807,000	
ケネディクス	88	25,360	2,231,680	
シンプレクス・テクノロジー	119	33,700	4,010,300	
イオンファンタジー	300	983	294,900	
科研製薬	1,000	759	759,000	
沢井製薬	100	4,950	495,000	
関西ペイント	1,000	747	747,000	
エン・ジャパン	3	90,500	271,500	
日本農薬	3,000	474	1,422,000	
住友大阪セメント	71,000	130	9,230,000	
アーレスティ	31,600	531	16,779,600	
横河ブリッジホールディングス	1,000	754	754,000	
エイチワン	8,300	405	3,361,500	
日特エンジニアリング	8,400	521	4,376,400	
ディスコ	200	4,980	996,000	
エフオーアイ	8,200	540	4,428,000	
ユニオンツール	200	2,285	457,000	
荏原製作所	1,000	330	330,000	
トーヨーカネツ	13,000	179	2,327,000	
竹内製作所	17,800	819	14,578,200	
新晃工業	16,000	305	4,880,000	
高岳製作所	7,000	236	1,652,000	
第一精工	3,800	4,090	15,542,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	608	1,824,000	
ナナオ	1,500	2,045	3,067,500	
横河電機	1,200	615	738,000	
日本マイクロニクス	1,300	1,265	1,644,500	
カヤバ工業	13,000	230	2,990,000	
豊田合成	400	2,375	950,000	

ナガイレーベン	200	1,924	384,800	
ドウシシャ	4,400	1,949	8,575,600	
ナカニシ	900	7,350	6,615,000	
朝日インテック	1,900	1,560	2,964,000	
フジシールインターナショナル	300	1,947	584,100	
タカラトミー	4,900	743	3,640,700	
ニチハ	7,200	455	3,276,000	
札幌北洋ホールディングス	12,500	322	4,025,000	
スパークス・グループ	943	7,540	7,110,220	
NECキャピタルソリューション	6,200	1,195	7,409,000	
東栄住宅	14,200	935	13,277,000	
アーネストワン	13,100	1,020	13,362,000	
リサ・パートナーズ	74	60,200	4,454,800	
京成電鉄	4,000	488	1,952,000	
沖縄電力	100	5,290	529,000	
エイチ・アイ・エス	1,600	1,694	2,710,400	
アインファーマシーズ	1,900	2,345	4,455,500	
オートバックスセブン	300	2,605	781,500	
合計	314,022		293,862,400	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「MDAM日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

MDAM日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,963,836	86,032,770
国債証券	2,577,368,070	2,397,721,610
地方債証券	391,664,440	604,166,640
特殊債券	401,226,000	510,284,832
社債券	675,603,000	1,105,801,000
未収入金	391,141,110	544,533,940
未収利息	16,765,508	15,526,043
前払費用	2,819,909	4,449,876
流動資産合計	4,565,551,873	5,268,516,711
資産合計	4,565,551,873	5,268,516,711
負債の部		
流動負債		
未払金	442,712,880	514,666,820
未払解約金	—	3,440,000
流動負債合計	442,712,880	518,106,820
負債合計	442,712,880	518,106,820
純資産の部		
元本等		
元本	3,760,554,924	4,179,853,349
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	362,284,069	570,556,542
元本等合計	4,122,838,993	4,750,409,891
純資産合計	4,122,838,993	4,750,409,891
負債純資産合計	4,565,551,873	5,268,516,711

（注） MDAM日本債券マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成20年12月1日・平成21年11月30日現在におけるMDAM日本債券マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,760,554,924口	4,179,853,349口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0963円	1.1365円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,577,368,070	6,902,930
地方債証券	391,664,440	△2,191,010
特殊債券	401,226,000	△1,703,105
社債券	675,603,000	△17,676,000
合計	4,045,861,510	△14,667,185

売買目的有価証券

(平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,397,721,610	22,535,080
地方債証券	604,166,640	12,643,080
特殊債券	510,284,832	3,686,832
社債券	1,105,801,000	51,946,000
合計	4,617,974,082	90,810,992

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	（平成20年12月1日現在）	（平成21年11月30日現在）
1. 期首元本額 （注1）	3,956,318,302円	3,890,544,433円
期中追加設定元本額	544,354,157円	516,820,333円
期中一部解約元本額	740,117,535円	227,511,417円
平成20年12月1日・平成21年11月30日現在における元本の内訳（注2）		
明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン70）	179,943円	—
明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン70）	79,502,274円	MDAM・DCハートフルライフ（プラン70） 103,529,119円
明治ドレスナー・グローバルバランスオープン	96,971,762円	MDAMグローバルバランスオープン 117,206,775円
明治ドレスナーDCグローバルバランスオープン	145,607,329円	MDAM・DCグローバルバランスオープン 205,183,898円
明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン30）	684,518円	—
明治ドレスナー・ハートフルライフ（プラン50）	312,101円	—
明治ドレスナー日本債券オープン	599,244,232円	MDAM日本債券オープン 588,203,208円
明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン30）	209,591,275円	MDAM・DCハートフルライフ（プラン30） 244,503,948円
明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン50）	221,584,073円	MDAM・DCハートフルライフ（プラン50） 269,574,564円
明治ドレスナーDC日本債券オープン	1,744,973,520円	MDAM・DC日本債券オープン 1,943,023,142円
明治ドレスナー資産形成サポートファンド（隔月決算型）	207,647円	MDAM資産形成サポートファンド（隔月決算型） 22,770,441円
明治ドレスナー資産形成サポートファンド（1年決算型）	623,121円	MDAM資産形成サポートファンド（1年決算型） 5,756,102円
明治ドレスナーVAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	510,468,294円	MDAM・VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募） 514,220,743円
明治ドレスナーVAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	150,604,835円	MDAM・VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募） 165,881,409円
合計	3,760,554,924円	合計 4,179,853,349円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第62回利付国債5年	100,000,000	102,189,000	
国債証券	第64回利付国債5年	100,000,000	103,135,000	
国債証券	第71回利付国債5年	10,000,000	10,317,600	
国債証券	第72回利付国債5年	100,000,000	103,990,000	
国債証券	第75回利付国債5年	100,000,000	102,637,000	
国債証券	第85回利付国債5年	20,000,000	20,154,200	
国債証券	第1回利付国債40年	6,000,000	6,334,980	
国債証券	第2回利付国債40年	6,000,000	6,000,000	
国債証券	第234回利付国債10年	45,000,000	45,954,450	
国債証券	第262回利付国債10年	2,000,000	2,125,380	
国債証券	第264回利付国債10年	33,000,000	34,505,460	
国債証券	第269回利付国債10年	2,000,000	2,072,340	
国債証券	第270回利付国債10年	14,000,000	14,502,460	
国債証券	第282回利付国債10年	115,000,000	121,750,500	
国債証券	第284回利付国債10年	50,000,000	52,931,000	
国債証券	第284回利付国債10年	7,000,000	7,410,340	
国債証券	第288回利付国債10年	110,000,000	116,199,600	
国債証券	第296回利付国債10年	20,000,000	20,633,400	
国債証券	第296回利付国債10年	55,000,000	56,741,850	
国債証券	第296回利付国債10年	300,000,000	309,501,000	
国債証券	第296回利付国債10年	85,000,000	87,691,950	
国債証券	第4回利付国債30年	30,000,000	34,394,400	
国債証券	第8回利付国債30年	7,000,000	6,628,370	
国債証券	第9回利付国債30年	20,000,000	17,446,400	
国債証券	第18回利付国債30年	15,000,000	15,482,700	
国債証券	第22回利付国債30年	10,000,000	10,713,800	
国債証券	第23回利付国債30年	35,000,000	37,513,700	
国債証券	第27回利付国債30年	37,000,000	39,666,960	
国債証券	第29回利付国債30年	2,000,000	2,103,880	
国債証券	第30回利付国債30年	16,000,000	16,475,680	
国債証券	第30回利付国債30年	10,000,000	10,297,300	
国債証券	第29回利付国債20年	40,000,000	48,070,800	
国債証券	第34回利付国債20年	74,000,000	87,677,420	
国債証券	第36回利付国債20年	10,000,000	11,517,400	
国債証券	第38回利付国債20年	58,000,000	65,550,440	
国債証券	第52回利付国債20年	7,000,000	7,450,940	
国債証券	第57回利付国債20年	82,000,000	85,014,320	
国債証券	第58回利付国債20年	30,000,000	31,054,800	
国債証券	第68回利付国債20年	47,000,000	49,845,380	
国債証券	第70回利付国債20年	40,000,000	43,391,600	
国債証券	第74回利付国債20年	22,000,000	22,930,600	
国債証券	第75回利付国債20年	20,000,000	20,794,200	
国債証券	第77回利付国債20年	46,000,000	47,187,720	
国債証券	第82回利付国債20年	19,000,000	19,688,940	
国債証券	第88回利付国債20年	15,000,000	15,885,150	
国債証券	第90回利付国債20年	48,000,000	50,056,320	
国債証券	第92回利付国債20年	10,000,000	10,264,100	
国債証券	第94回利付国債20年	20,000,000	20,493,800	
国債証券	第95回利付国債20年	36,000,000	37,919,520	
国債証券	第98回利付国債20年	10,000,000	10,211,600	
国債証券	第99回利付国債20年	19,000,000	19,380,380	
国債証券	第102回利付国債20年	44,000,000	46,823,920	

国債証券	第104回利付国債20年	63,000,000	64,068,480	
国債証券	第110回利付国債20年	27,000,000	27,375,840	
国債証券	第111回利付国債20年	7,000,000	7,201,740	
国債証券	第112回利付国債20年	20,000,000	20,252,400	
国債証券	第113回利付国債20年	10,000,000	10,113,100	
地方債証券	第597回東京都公募公債	100,000,000	100,566,000	
地方債証券	平成20年度15回北海道公募公債	100,000,000	102,269,000	
地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	106,364,000	
地方債証券	平成18年度8回兵庫県公募公債	181,000,000	194,292,640	
地方債証券	平成21年度14回兵庫県公募公債	100,000,000	100,675,000	
特殊債券	政府保証第341回日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	103,344,000	
特殊債券	第38回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,277,000	
特殊債券	第2回日本鉄道建設債券	100,000,000	103,235,000	
特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,284,000	96,418,832	
特殊債券	利附い第682号利附商工債券	100,000,000	102,010,000	
社債券	第14回メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク円貨社債	100,000,000	99,548,000	
社債券	第19回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポ円貨社債	100,000,000	100,578,000	
社債券	第25回富士通	100,000,000	103,190,000	
社債券	第3回三井住友銀行	100,000,000	101,869,000	
社債券	第10回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	99,558,000	
社債券	第36回日立キャピタル	100,000,000	101,174,000	
社債券	第111回オリックス	100,000,000	96,654,000	
社債券	第8回三菱UFJリース	100,000,000	100,004,000	
社債券	第2回イオンモール	100,000,000	100,614,000	
社債券	第68回東京急行電鉄	100,000,000	100,347,000	
社債券	第14回KDDI	100,000,000	102,265,000	
合計		4,462,284,000	4,617,974,082	

第2信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「MDAM外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

MDAM外国株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	31,971,245	23,440,508
コール・ローン	68,493,997	16,915,549
株式	1,985,115,180	2,995,969,307
派生商品評価勘定	32,892	—
未収入金	8,725,333	—
未収配当金	2,192,173	2,827,388
未収利息	679	26
流動資産合計	2,096,531,499	3,039,152,778
資産合計	2,096,531,499	3,039,152,778
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	44,900	—
未払金	50,083,515	—
未払解約金	450,000	3,460,000
流動負債合計	50,578,415	3,460,000
負債合計	50,578,415	3,460,000
純資産の部		
元本等		
元本	3,295,556,401	3,907,974,185
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△1,249,603,317	△872,281,407
元本等合計	2,045,953,084	3,035,692,778
純資産合計	2,045,953,084	3,035,692,778
負債純資産合計	2,096,531,499	3,039,152,778

（注） MDAM外国株式マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成20年12月1日・平成21年11月30日現在におけるMDAM外国株式マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,295,556,401口	3,907,974,185口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,249,603,317円	元本の欠損 872,281,407円
3. 当該計算期間の末日における1単位の純資産の額	0.6208円	0.7768円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,985,115,180	△792,422,712
合計	1,985,115,180	△792,422,712

売買目的有価証券

(平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,995,969,307	566,577,401
合計	2,995,969,307	566,577,401

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成20年12月1日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,749,867	—	8,724,417	25,450
	米ドル	8,749,867	—	8,724,417	25,450
	買建	50,114,076	—	50,076,618	△37,458
	米ドル	27,033,487	—	27,011,738	△21,749
	カナダドル	725,256	—	723,481	△1,775
	オーストラリアドル	1,022,537	—	1,022,751	214
	ポンド	5,127,899	—	5,129,478	1,579
	スイスフラン	4,351,912	—	4,349,811	△2,101
	香港ドル	843,647	—	843,304	△343
	スウェーデンクローネ	615,361	—	613,530	△1,831
	ユーロ	10,393,977	—	10,382,525	△11,452
合計		58,863,943	—	58,801,035	△12,008

(平成21年11月30日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成20年12月1日現在）	（平成21年11月30日現在）
1. 期首元本額 （注1）	2,686,402,176円	3,510,377,398円
期中追加設 定元本額	806,247,771円	683,788,317円
期中一部解 約元本額	197,093,546円	286,191,530円
平成20年12 月1日・平 成21年11月 30日現在に おける元本 の内訳（注 2）	明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン7 0） 431,547円 明治ドレスナーDCハー トフルライフ（プラン7 0） 196,065,165円 明治ドレスナー・グロー バルバランスオープン 117,393,256円 明治ドレスナー外国株式 リサーチオープン 781,918,897円 明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオープ ン 179,387,431円 明治ドレスナーDC外国 株式リサーチオープン 1,446,061,096円 明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン3 0） 212,298円 明治ドレスナー・ハート フルライフ（プラン5 0） 295,707円 明治ドレスナーDCハー トフルライフ（プラン3 0） 64,426,192円 明治ドレスナーDCハー トフルライフ（プラン5 0） 206,199,448円 明治ドレスナー資産形成 サポートファンド（隔月 決算型） 394,689円 明治ドレスナー資産形成 サポートファンド（1年 決算型） 1,183,881円 明治ドレスナーVAハー トフルライフ30（適格 機関投資家私募） 158,048,003円 明治ドレスナーVAハー トフルライフ50（適格 機関投資家私募） 143,538,791円 合計 3,295,556,401円	MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン70） 192,315,758円 MDAMグローバルバラ ンスオープン 128,568,606円 MDAM外国株式リサー チオープン 772,383,168円 MDAM・DCグローバ ルバランスオープン 216,043,723円 MDAM・DC外国株式 リサーチオープン 2,056,357,326円 — — MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン30） 56,984,641円 MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン50） 197,865,979円 MDAM資産形成サポー トファンド（隔月決算 型） 36,092,797円 MDAM資産形成サポー トファンド（1年決算 型） 9,539,379円 MDAM・VAハートフ ルライフ30（適格機関 投資家私募） 121,326,657円 MDAM・VAハートフ ルライフ50（適格機関 投資家私募） 120,496,151円 合計 3,907,974,185円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル			米ドル	米ドル	
	AMAZON.COM	3,900	131.74	513,786.00	
	ABBOTT LABORATORIES	8,600	54.08	465,088.00	
	ADOBE SYS INC	6,300	35.38	222,894.00	
	ALLERGAN INC	4,000	58.29	233,160.00	
	APOLLO GROUP INC	2,000	55.76	111,520.00	
	APPLE INC	2,750	200.59	551,622.50	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	3,800	54.83	208,354.00	
	BURLINGTON NORTHERN SANTA FE	1,800	98.26	176,868.00	
	CELGENE CORP	3,500	54.97	192,395.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	13,600	41.33	562,088.00	
	CISCO SYSTEMS INC	11,900	23.38	278,222.00	
	XTO ENERGY INC	12,100	42.15	510,015.00	
	L - 3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	3,000	78.45	235,350.00	
	DANAHER CORP	5,800	71.17	412,786.00	
	COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	5,120	43.49	222,668.80	
	THE WALT DISNEY CO.	10,100	30.35	306,535.00	
	EMC CORP/MASS	13,200	16.75	221,100.00	
	BANK OF AMERICA CORP	11,300	15.47	174,811.00	
	ECOLAB INC	7,000	44.45	311,150.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	9,600	74.87	718,752.00	
	FPL GROUP	6,500	51.58	335,270.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	3,300	108.97	359,601.00	
	FREEPORT-MCMORAN COPPER	5,500	84.14	462,770.00	
	GILEAD SCIENCES INC	7,700	46.56	358,512.00	
	GENERAL ELECTRIC CO.	11,100	15.94	176,934.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,500	164.16	410,400.00	
	HEWLETT-PACKARD CO.	9,300	49.07	456,351.00	
	F5 NETWORKS INC	3,200	47.73	152,736.00	
	INTEL CORP	22,900	19.11	437,619.00	
	KOHL'S CORP	4,600	54.45	250,470.00	
	KROGER	5,200	22.87	118,924.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	4,900	57.43	281,407.00	
	LOWE'S COS INC	13,100	21.96	287,676.00	
	MEDTRONIC INC	2,600	42.99	111,774.00	
	MICROSOFT CORP	19,500	29.22	569,790.00	
	COACH INC	6,400	35.29	225,856.00	
	NORTHERN TRUST CORP	4,600	47.69	219,374.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	13,100	27.14	355,534.00	
	MONSANTO CO	3,800	79.50	302,100.00	
	PEPSICO INC	6,800	62.30	423,640.00	
	PFIZER INC	15,000	18.25	273,750.00	
	PROCTER&GAMBLE CO	3,700	62.48	231,176.00	
	US BANCORP	10,600	22.95	243,270.00	
	SANDISK CORP	6,200	19.66	121,892.00	
	MERCK & CO. INC	7,200	36.29	261,288.00	
	SCHLUMBERGER LTD	4,300	63.14	271,502.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,600	48.20	269,920.00	
	AT&T INC	18,100	26.99	488,519.00	
	STARBUCKS CORP	11,100	21.43	237,873.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	6,200	25.25	156,550.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,900	47.48	280,132.00	

	MARATHON OIL	11,900	32.63	388,297.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	7,100	67.20	477,120.00	
	WAL-MART STORES INC	7,100	54.63	387,873.00	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	2,300	62.49	143,727.00	
	YAHOO! INC	9,300	15.00	139,500.00	
	GOOGLE INC-CL A	970	579.76	562,367.20	
	P H I L I P M O R R I S INTERNATIONAL	8,900	49.99	444,911.00	
	TRANSOCEAN LTD	2,500	84.91	212,275.00	
米ドル小計				米ドル	
		439,940		18,517,845.50	
				(1,607,534,167)	
カナダドル			カナダドル	カナダドル	
	BANK NOVA SCOTIA HALIFAX	5,100	48.18	245,718.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	9,500	70.72	671,840.00	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	2,400	118.26	283,824.00	
	SHOPPERS DRUG MART	6,800	43.27	294,236.00	
カナダドル小計				カナダドル	
		23,800		1,495,618.00	
				(122,521,026)	
オーストラリアドル			オーストラリアドル	オーストラリアドル	
	RIO TINTO LIMITED	7,926	68.55	543,327.30	
	BRAMBLES LTD	39,408	6.56	258,516.48	
オーストラリアドル小計				オーストラリアドル	
		47,334		801,843.78	
				(63,706,488)	
ボンド			ボンド	ボンド	
	STANDARD CHARTERED	19,880	15.20	302,176.00	
	BG GROUP PLC	29,504	11.26	332,215.04	
	AEGIS GROUP	89,872	1.10	98,859.20	
	INMARSAT PLC	41,785	6.35	265,334.75	
	VODAFONE GROUP PLC	131,175	1.38	181,546.20	
	RECKITT BENCKISER GROUP	13,161	31.19	410,491.59	
ボンド小計				ボンド	
		325,377		1,590,622.78	
				(227,983,963)	
スイスフラン			スイスフラン	スイスフラン	
	NOVARTIS AG-REG SHS	6,175	55.65	343,638.75	
	ABB LTD	12,323	18.65	229,823.95	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,040	166.60	339,864.00	
	NESTLE SA-REGISTERED	10,900	48.29	526,361.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	5,500	52.90	290,950.00	
	LONZA GROUP AG-REG	2,946	80.15	236,121.90	
	NOBEL BIOCare HOLDING AG	7,323	29.76	217,932.48	
	C I E F I N A N C I E R E RICHEMON-BR A	8,317	33.10	275,292.70	
スイスフラン小計				スイスフラン	
		55,524		2,459,984.78	
				(212,370,486)	
香港ドル			香港ドル	香港ドル	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	28,000	54.70	1,531,600.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	18,500	133.70	2,473,450.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	28,000	51.45	1,440,600.00	

	CNOOC LTD	211,300	11.78	2,489,114.00	
香港ドル小計				香港ドル	
		285,800		7,934,764.00	
				(88,869,356)	
スウェーデン クローネ			スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	ERICSSON LM-B SHS	25,550	68.45	1,748,897.50	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	16,100	101.00	1,626,100.00	
スウェーデン クローネ小計				スウェーデンクローネ	
		41,650		3,374,997.50	
				(42,018,718)	
ユーロ			ユーロ	ユーロ	
	SAP AG	7,137	32.01	228,419.68	
	E.ON AG	12,695	26.79	340,099.05	
	BAYER AG	7,230	51.16	369,886.80	
	STADA ARZNEIMITTEL AG	2,980	22.83	68,033.40	
	SIEMENS AG-REG	2,247	65.72	147,672.84	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE(PFD)	2,607	47.16	122,946.12	
	ENI SPA	21,646	16.73	362,137.58	
	GEOX SPA	14,408	4.70	67,645.56	
	BOUYGUES	5,874	33.48	196,661.52	
	PERNOD-RICARD	6,048	57.33	346,731.84	
	VIVENDI UNIVERSAL	7,000	19.39	135,695.00	
	ACCOR SA	3,020	36.15	109,173.00	
	SOCIETE GENERALE	3,030	46.50	140,895.00	
	AXA	21,650	16.21	350,946.50	
	BNP PARIBAS	4,250	55.14	234,345.00	
	ARCELORMITTAL	4,500	25.99	116,955.00	
	VALLOUREC	1,699	113.05	192,071.95	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	9,950	15.06	149,847.00	
	ASML HOLDING NV	7,644	20.72	158,383.68	
	TOMTOM	10,825	6.52	70,600.65	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	20,700	12.70	262,890.00	
	TELEFONICA S.A.	13,238	19.31	255,625.78	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	7,652	12.84	98,213.42	
	VIENNA INSURANCE GROUP	4,850	36.13	175,230.50	
	CRH PLC	8,434	17.15	144,643.10	
ユーロ小計				ユーロ	
		211,314		4,845,749.97	
				(630,965,103)	
合計				2,995,969,307	
				(2,995,969,307)	

（注1）各種通貨ごとの小計の欄における（）内の金額は、邦貨換算額です。

（注2）合計欄における（）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注3）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 59 銘柄	100.0%	—	53.6%
カナダドル	株式 4 銘柄	100.0%	—	4.1%
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	100.0%	—	2.1%
ポンド	株式 6 銘柄	100.0%	—	7.6%
スイスフラン	株式 8 銘柄	100.0%	—	7.1%
香港ドル	株式 4 銘柄	100.0%	—	3.0%
スウェーデンクローネ	株式 2 銘柄	100.0%	—	1.4%
ユーロ	株式 25 銘柄	100.0%	—	21.1%

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「MDAM外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

MDAM外国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	192,977,369	57,391,919
コール・ローン	686,090,096	293,656,490
国債証券	107,036,483,570	100,704,067,069
派生商品評価勘定	1,098,420	70,437,472
未収入金	294,558,143	11,052,460,360
未収利息	1,418,648,907	1,257,364,972
前払費用	359,061,302	182,852,874
流動資産合計	109,988,917,807	113,618,231,156
資産合計	109,988,917,807	113,618,231,156
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	995,526	73,884,644
未払金	309,011,405	10,593,356,234
未払解約金	139,500,000	93,500,000
流動負債合計	449,506,931	10,760,740,878
負債合計	449,506,931	10,760,740,878
純資産の部		
元本等		
元本	76,451,007,567	67,805,615,834
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	33,088,403,309	35,051,874,444
元本等合計	109,539,410,876	102,857,490,278
純資産合計	109,539,410,876	102,857,490,278
負債純資産合計	109,988,917,807	113,618,231,156

(注) MDAM外国債券マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成20年12月1日・平成21年11月30日現在におけるMDAM外国債券マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）②価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）②価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年12月1日現在)	(平成21年11月30日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	76,451,007,567口	67,805,615,834口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4328円	1.5169円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年12月1日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	107,036,483,570	3,459,149,783
合計	107,036,483,570	3,459,149,783

売買目的有価証券

(平成21年11月30日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	100,704,067,069	1,050,839,229
合計	100,704,067,069	1,050,839,229

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成19年11月30日 至 平成20年12月1日)	(自 平成20年12月2日 至 平成21年11月30日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成20年12月1日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	306,800,794	—	307,796,320	△995,526
	ユーロ	306,800,794	—	307,796,320	△995,526
	買建	307,726,515	—	308,824,935	1,098,420
	ポンド	307,726,515	—	308,824,935	1,098,420
合計		614,527,309	—	616,621,255	102,894

区分	種類	(平成21年11月30日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	11,027,654,541	—	11,049,373,375	△21,718,834
	米ドル	6,862,469,819	—	6,910,241,026	△47,771,207
	ユーロ	4,165,184,722	—	4,139,132,349	26,052,373
	買建	10,657,119,235	—	10,675,390,897	18,271,662
	米ドル	6,482,171,875	—	6,526,556,974	44,385,099
	ユーロ	4,174,947,360	—	4,148,833,923	△26,113,437
合計		21,684,773,776	—	21,724,764,272	△3,447,172

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	(平成20年12月 1 日現在)	(平成21年11月30日現在)
1. 期首元本額 (注1)	82,610,300,410円	72,224,057,430円
期中追加設 定元本額	2,094,121,667円	571,735,767円
期中一部解 約元本額	8,253,414,510円	4,990,177,363円
平成20年12 月 1 日・平 成21年11月 30日現在に おける元本 の内訳 (注 2)		
明治ドレスナー・ハー トフルライフ (プラン 70)	71,964円	—
明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プ ラン70)	33,154,168円	MDAM・DCハート フルライフ (プラン7 0) 39,940,339円
明治ドレスナー・グ ローバルバランスオー プン	40,910,187円	MDAMグローバルバ ランスオープン 42,163,222円
明治ドレスナーDCグ ローバルバランスオー プン	62,018,307円	MDAM・DCグロー バルバランスオープン 70,848,901円
明治ドレスナー・ハー トフルライフ (プラン 30)	88,838円	—
明治ドレスナー・ハー トフルライフ (プラン 50)	61,903円	—
明治ドレスナー外国債 券オープン	2,577,437,183円	MDAM外国債券オー プン 2,406,786,957円
明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プ ラン30)	27,187,792円	MDAM・DCハート フルライフ (プラン3 0) 30,067,409円
明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プ ラン50)	43,551,398円	MDAM・DCハート フルライフ (プラン5 0) 50,224,166円
明治ドレスナーDC外 国債券オープン	1,709,802,592円	MDAM・DC外国債 券オープン 1,940,676,621円
明治ドレスナー外国債 券オープン (毎月分配 型)	65,180,564,192円	MDAM外国債券オー プン (毎月分配型) 57,161,340,404円
グローバル・インカム ・プラス (毎月分配 型)	6,333,937,144円	グローバル・インカム ・プラス (毎月分配 型) 5,615,379,437円
明治ドレスナー資産形 成サポートファンド (隔月決算型)	164,647円	MDAM資産形成サ ポートファンド (隔月 決算型) 17,488,474円
明治ドレスナー資産形 成サポートファンド (1年決算型)	493,940円	MDAM資産形成サ ポートファンド (1年 決算型) 4,476,794円
明治ドレスナーVA ハートフルライフ30 (適格機関投資家私 募)	66,721,809円	MDAM・VAハート フルライフ30 (適格 機関投資家私募) 63,495,364円
明治ドレスナーVA ハートフルライフ50 (適格機関投資家私 募)	30,119,693円	MDAM・VAハート フルライフ50 (適格 機関投資家私募) 30,883,178円
明治ドレスナーVA外 国債券オープン (適格 機関投資家私募)	344,721,810円	MDAM・VA外国債 券オープン (適格機関 投資家私募) 331,844,568円
合計	76,451,007,567円	合計 67,805,615,834円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 2.75%10/07/31	6,800,000	6,915,281.28	
		US T-NOTE 0.875%11/04/30	33,050,000	33,248,816.57	
		US T-NOTE 1.75%11/11/15	11,970,000	12,220,621.87	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	28,965,000	31,558,272.65	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	51,652,125.00	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	50,000,000	49,703,125.00	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	56,130,000	55,796,728.12	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	50,000,000	49,703,125.00	
		US T-NOTE 3.125%19/05/15	25,410,000	25,259,128.12	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	12,370,000	17,399,178.12	
		US T-BOND 6.625%27/02/15	3,600,000	4,794,187.50	
		US T-BOND 5.25%29/02/15	1,000,000	1,157,187.50	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	7,700,000	10,023,234.37	
		US T-BOND 5.375%31/02/15	3,170,000	3,735,646.87	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	5,100,000	5,362,171.87	
		US T-BOND 4.25%39/05/15	6,165,000	6,201,604.68	
	米ドル 小計		米ドル	米ドル	
			348,280,000	364,730,434.52	
			(30,234,186,800)	(31,662,249,020)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 4% 10/09/01	2,580,000	2,650,072.80	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	17,940,000	19,792,305.00	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	930,000	1,026,022.50	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	7,470,000	9,303,735.60	
	カナダドル 小計		カナダドル	カナダドル	
			28,920,000	32,772,135.90	
			(2,369,126,400)	(2,684,693,372)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	5,520,000	5,811,676.80	
		AUST GOVT 6.25%15/04/15	684,000	723,562.56	
		AUST GOVT 6%17/02/15	1,500,000	1,577,280.00	
	オーストラリアドル 小計		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			7,704,000	8,112,519.36	
			(612,082,800)	(644,539,663)	
	ポンド		ポンド	ポンド	
		UK GILT 8%15/12/07	870,000	1,114,905.00	
		UK GILT 8%21/06/07	3,950,000	5,533,950.00	
		UK GILT 4.25%27/12/07	3,930,000	4,010,565.00	
		UK GILT 6%28/12/07	5,300,000	6,649,539.00	
		UK GILT 4.75%30/12/07	6,640,000	7,209,180.80	
		UK GILT 4.75%38/12/07	9,010,000	9,954,698.50	
	ポンド 小計		ポンド	ポンド	
			29,700,000	34,472,838.30	
			(4,256,901,000)	(4,940,991,913)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	8,020,000	9,037,738.00	
	スイスフラン 小計		スイスフラン	スイスフラン	
			8,020,000	9,037,738.00	
			(692,366,600)	(780,227,921)	
	シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル	
		SINGAPORE 3.625%14/07/01	7,820,000	8,646,026.60	

	シンガポールドル 小計	シンガポールドル	シンガポールドル	
		7,820,000	8,646,026.60	
		(490,939,600)	(542,797,549)	
	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	SWED GOVT 6.75%14/05/05	37,230,000	43,871,459.70	
	スウェーデンクローネ 小計	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
		37,230,000	43,871,459.70	
		(463,513,500)	(546,199,673)	
	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
	NOK GOVT 6.5%13/05/15	21,300,000	23,664,300.00	
	ノルウェークローネ 小計	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
		21,300,000	23,664,300.00	
		(326,529,000)	(362,773,719)	
	デンマーククローネ	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
	DEN GOVT 5%13/11/15	11,000,000	12,040,600.00	
	DEN GOVT 4% 19/11/15	29,100,000	30,275,640.00	
	DEN GOVT 7%24/11/10	7,800,000	10,569,000.00	
	デンマーククローネ 小計	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
		47,900,000	52,885,240.00	
		(838,250,000)	(925,491,700)	
	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
	POLAND GOVT5%13/10/24	31,940,000	31,365,080.00	
	ポーランドズロチ 小計	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
		31,940,000	31,365,080.00	
		(1,002,277,200)	(984,236,210)	
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	
	GER BUNDS 3.5%16/01/04	1,550,000	1,635,405.00	
	GER BUNDS 3.75%19/01/04	4,030,000	4,263,740.00	
	GER BUNDS 3.5%19/07/04	16,130,000	16,657,451.00	
	GER BUNDS 3.5%19/07/04	30,500,000	31,497,350.00	
	GER BUNDS 5.625%28/01/04	2,850,000	3,452,775.00	
	GER BUNDS 4.75%28/07/04	600,000	661,080.00	
	GER BUNDS 5.5%31/01/04	5,100,000	6,159,780.00	
	GER BUNDS 4.75%34/07/04	1,000,000	1,116,600.00	
	GER BUNDS 4%37/01/04	7,110,000	7,146,261.00	
	GER BUNDS 4.25%39/07/04	4,300,000	4,556,710.00	
	IT BTPS 4.25%11/09/01	3,719,000	3,892,528.54	
	IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	21,319,767.00	
	IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	20,269,200.00	
	IT BTPS 5.25%17/08/01	26,990,000	30,293,576.00	
	IT BTPS 4.5%20/02/01	7,475,000	7,818,850.00	
	IT BTPS 4.5%20/02/01	6,100,000	6,380,600.00	
	IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	6,979,840.00	
	FRA GOVT 4%13/04/25	25,950,000	27,660,105.00	
	FRA GOVT 5%16/10/25	10,400,000	11,735,360.00	
	FRA GOVT 3.75%17/04/25	31,630,000	33,129,262.00	
	FRA GOVT 4.25%19/04/25	12,610,000	13,497,744.00	
	FRA GOVT 3.75%19/10/25	20,170,000	20,662,148.00	
	FRA GOVT 4.25%23/10/25	13,008,000	13,547,832.00	
	FRA GOVT 6%25/10/25	2,500,000	3,096,250.00	
	FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	9,028,640.00	
	FRA GOVT 4.75%35/04/25	4,900,000	5,383,777.00	
	NETHER 4%37/01/15	11,080,000	10,935,960.00	
	SPA GOVT 4.2%13/07/30	5,150,000	5,506,895.00	
	SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	17,305,740.00	
	BELGIUM 4.25%14/09/28	24,150,000	25,949,175.00	
	BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	13,266,625.00	
	BELGIUM 5.5%28/03/28	2,800,000	3,213,280.00	
	HELLENIC REP4.6% 13/5/20	23,050,000	23,603,200.00	
	HELLENIC REP4.5%14/05/20	22,610,000	23,288,300.00	
	ユーロ 小計	ユーロ	ユーロ	

			405,222,000	434,911,806.54	
			(52,763,956,620)	(56,629,866,329)	
国債証券 合計			94,050,129,520	100,704,067,069	
			(94,050,129,520)	(100,704,067,069)	
合計			94,050,129,520	100,704,067,069	
			(94,050,129,520)	(100,704,067,069)	

（注１）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額です。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1 3 銘柄	—	100.0%	31.5%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	—	100.0%	2.7%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	—	100.0%	0.6%
ポンド	国債証券 6 銘柄	—	100.0%	4.9%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.8%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.5%
スウェーデンクローネ	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 3 銘柄	—	100.0%	0.9%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	—	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 3 2 銘柄	—	100.0%	56.2%

第２信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年1月12日現在)

I	資産総額	815,108,265 円
II	負債総額	1,996,968 円
III	純資産総額（I－II）	813,111,297 円
IV	発行済数量	839,411,607 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.9687 円

(参考) マザーファンドの現況

MDAM日本株式マザーファンド
純資産額計算書

(平成22年1月12日現在)

I	資産総額	3,526,717,605 円
II	負債総額	84,868,360 円
III	純資産総額（I－II）	3,441,849,245 円
IV	発行済数量	5,925,553,479 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.5808 円

MDAM中小型株式マザーファンド
純資産額計算書

(平成22年1月12日現在)

I	資産総額	327,396,843 円
II	負債総額	－ 円
III	純資産総額（I－II）	327,396,843 円
IV	発行済数量	446,030,675 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.7340 円

MDAM日本債券マザーファンド
純資産額計算書

(平成22年1月12日現在)

I	資産総額	4,838,810,717 円
II	負債総額	102,578,000 円
III	純資産総額（I－II）	4,736,232,717 円
IV	発行済数量	4,171,649,810 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.1353 円

MDAM外国株式マザーファンド
純資産額計算書

(平成22年1月12日現在)

I	資産総額	3,398,452,682 円
II	負債総額	4,660,000 円
III	純資産総額（I－II）	3,393,792,682 円
IV	発行済数量	3,931,061,158 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	0.8633 円

MDAM外国債券マザーファンド
純資産額計算書

(平成22年1月12日現在)

I	資産総額	102,822,533,580 円
II	負債総額	109,240,000 円
III	純資産総額（I－II）	102,713,293,580 円
IV	発行済数量	65,879,679,293 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.5591 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成13年11月30日から平成14年11月29日まで）	46,011,398	1,070,862
第2期計算期間（平成14年11月30日から平成15年12月1日まで）	48,430,742	2,526,355
第3期計算期間（平成15年12月2日から平成16年11月29日まで）	126,284,944	16,684,317
第4期計算期間（平成16年11月30日から平成17年11月29日まで）	140,606,713	30,130,641
第5期計算期間（平成17年11月30日から平成18年11月29日まで）	204,436,320	46,573,897
第6期計算期間（平成18年11月30日から平成19年11月29日まで）	197,001,011	121,399,440
第7期計算期間（平成19年11月30日から平成20年12月1日まで）	254,191,267	96,614,750
第8期計算期間（平成20年12月2日から平成21年11月30日まで）	218,978,900	82,530,598

※設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

＜過去5年における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年1月12日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	267,002 百万円
合 計	46 本	267,002 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,506,938	4,991,495
前払費用	65,550	74,359
未収入金	713	-
未収委託者報酬	282,746	197,729
未収運用受託報酬	※ ¹ 666,711	※ ¹ 563,651
未収投資助言報酬	※ ¹ 155,620	※ ¹ 149,263
繰延税金資産	102,141	59,785
未収還付法人税等	-	184,402
その他	5,127	14,729
流動資産合計	6,785,549	6,235,417
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ ² 85,293	※ ² 77,307
器具備品	※ ² 137,550	※ ² 185,794
有形固定資産合計	222,843	263,101
無形固定資産		
ソフトウェア	15,660	55,251
電話加入権	6,662	6,662
その他	945	745
無形固定資産合計	23,267	62,658
投資その他の資産		
長期差入保証金	※ ¹ 229,426	※ ¹ 204,426
長期前払費用	545	455
繰延税金資産	55,523	31,097
施設利用権	52,933	49,000
貸倒引当金	△46,600	△48,000
投資その他の資産合計	291,828	236,979
固定資産合計	537,940	562,739
資産合計	7,323,490	6,798,156

(単位：千円)

	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,941	10,129
未払金	388,509	285,007
未払収益分配金	12	63
未払償還金	26,358	26,039
未払手数料	162,523	111,698
その他未払金	199,614	147,206
未払費用	52,348	63,296
未払法人税等	255,570	-
未払消費税等	33,356	-
賞与引当金	133,063	111,651
流動負債合計	869,790	470,085
固定負債		
退職給付引当金	96,563	34,527
固定負債合計	96,563	34,527
負債合計	966,354	504,613
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
資本剰余金合計	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計	4,696,692	4,633,099
株主資本合計	6,357,135	6,293,543
純資産合計	6,357,135	6,293,543
負債・純資産合計	7,323,490	6,798,156

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,260,361	2,671,697
運用受託報酬	2,146,244	1,895,368
投資助言報酬	296,031	285,808
営業収益合計	5,702,637	4,852,874
営業費用		
支払手数料	1,905,786	1,539,781
広告宣伝費	42,531	27,273
公告費	1,528	2,008
調査費	619,244	631,638
調査費	368,810	275,877
委託調査費	250,433	355,760
委託計算費	187,638	223,105
営業雑経費	133,623	117,560
通信費	19,826	18,545
印刷費	103,828	89,443
協会費	5,971	6,540
諸会費	2,724	3,030
営業雑費	1,271	-
営業費用合計	2,890,352	2,541,367
一般管理費		
給料	1,049,089	1,229,342
役員報酬	44,133	60,179
給料・手当	751,153	963,583
賞与	253,802	205,578
その他報酬	23,940	42,327
賞与引当金繰入	133,063	111,651
退職金	-	17,750
福利厚生費	172,244	194,539
交際費	5,285	5,155
旅費交通費	31,720	37,766
租税公課	19,409	16,954
不動産賃借料	258,190	256,749
退職給付費用	50,414	△1,477
貸倒引当金繰入	-	1,400
固定資産減価償却費	45,412	65,199
諸経費	164,042	151,288
一般管理費合計	1,952,814	2,128,647
営業利益	859,470	182,858

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,575	14,568
償還金等時効完成分	16,743	122
保険契約返戻金・配当金	※1 2,130	※1 1,747
雑益	1,456	178
営業外収益合計	28,906	16,618
営業外費用		
為替差損	2	-
償還金等時効完成分支払額	40	3,264
雑損	-	217
営業外費用合計	42	3,481
経常利益	888,333	195,995
特別利益	-	-
特別損失		
有価証券評価損	819	-
固定資産除却損	※2 1,653	※2 3,080
和解金	※3 83,525	-
商号変更費用	-	36,617
ゴルフ会員権償還損	-	633
特別損失合計	85,998	40,330
税引前当期純利益	802,335	155,664
法人税、住民税及び事業税	376,035	2,475
法人税等調整額	△59,708	66,781
法人税等合計	316,326	69,257
当期純利益	486,008	86,407

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	295	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△295	-
当期変動額合計	△295	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,235,346	1,521,650
当期変動額		
剰余金の配当	△200,000	△ 150,000
特別償却準備金の取崩	295	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,304	△ 63,592
当期末残高	1,521,650	1,458,057
利益剰余金合計		
前期末残高	4,410,683	4,696,692
当期変動額		
剰余金の配当	△200,000	△ 150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	△ 63,592
当期末残高	4,696,692	4,633,099
株主資本合計		
前期末残高	6,071,127	6,357,135
当期変動額		
剰余金の配当	△200,000	△ 150,000
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	486,008	86,407
当期変動額合計	286,008	△ 63,592

当期末残高

6,357,135

6,293,543

重要な会計方針

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。 (1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。） (2)時価のないもの 総平均法による原価法	
2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (3)リース資産 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。

3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左
4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同 左

表示方法の変更

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。 2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。	1. (損益計算書) 投資運用業等統一経理基準一部改正（平成20年3月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 前事業年度において「調査費」として表示しておりました支払投資助言報酬につき当事業年度においては「委託調査費」として表示しております。 なお、前事業年度の「調査費」として表示した支払投資助言報酬は135,539千円であります。また当事業年度より「委託調査費」として表示した支払投資助言報酬は98,709千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 60,908千円 器具備品 230,076千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 43,508千円 未収投資助言報酬 149,263千円 長期差入保証金 204,060千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 68,895千円 器具備品 198,399千円

(損益計算書関係)

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 全て関係会社に対する金額であります。 ※2 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。 ※3 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。	※1 同 左 ※2 固定資産除却損は器具備品3,080千円であります。 -----

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	—	—	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000,035円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	利益剰余金	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（有価証券関係）

第22期（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

第23期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金) (千円)	△256,212
(2)年金資産 (千円)	159,648
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△96,563
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
退職給付費用	50,414
(1)勤務費用 (千円)	50,414

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	△220,105
(2)年金資産 (千円)	185,577
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	△34,527
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	△34,527

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用 (千円)	△1,477

（ストック・オプション等関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払事業税 20,393 未払費用否認 15,522 賞与引当金繰入額否認 54,644 ゴルフ会員権評価損否認 18,052 貸倒引当金繰入限度超過額 18,962 未払福利厚生費否認 9,878 退職給付引当金繰入限度超過額 39,292 その他 2,325 繰延税金資産小計 179,068 評価性引当額 △21,403 繰延税金資産合計 157,665 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 157,665	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 6,257 賞与引当金繰入限度超過額 45,431 ゴルフ会員権評価損否認 2,441 貸倒引当金繰入限度超過額 19,531 未払福利厚生費否認 11,151 退職給付引当金繰入限度超過額 14,049 税務上の繰越欠損金 16,672 税務上の前払費用 6,664 その他 2,335 繰延税金資産小計 124,533 評価性引当額 △21,972 繰延税金資産合計 102,561 繰延税金負債 未収還付事業税 △11,677 繰延税金負債合計 △11,677 繰延税金資産の純額 90,883
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.84% 評価性引当額 0.37% 住民税均等割 1.47% その他 0.12% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.49%

（企業結合等関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		—	—	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
- ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
- （注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員4名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	37,648千円	未収運用受託報酬	43,508千円
		投資助言報酬	285,808千円	未収投資助言報酬	149,263千円
		事務所家賃	247,820千円	前払家賃	20,862千円
		—	—	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
- ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
- （注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- （注2）上記役員の兼任の内訳は、非常勤取締役2名、非常勤監査役2名であります。

(1株当たり情報)

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,494円56銭	1株当たり純資産額	499,447円91銭
1株当たり当期純利益	38,569円04銭	1株当たり当期純利益	6,857円17銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,357,135	6,293,543
普通株式に係る純資産額（千円）	6,357,135	6,293,543
差額の主な内訳	—	—
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	486,008	86,407
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益	486,008	86,407
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

中間財務諸表

①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	5,069,262
未収委託者報酬	215,942
未収運用受託報酬	629,114
未収投資助言報酬	131,786
繰延税金資産	43,750
その他	101,358
流動資産合計	6,191,215
固定資産	
有形固定資産	※ ¹ 234,500
無形固定資産	55,658
投資その他の資産	238,692
長期差入保証金	204,426
繰延税金資産	32,856
その他	49,410
貸倒引当金	△48,000
固定資産合計	528,851
資産合計	6,720,066
負債の部	
流動負債	
未払償還金	30,934
未払手数料	119,147
未払法人税等	5,863
賞与引当金	76,739
その他	※ ² 180,016
流動負債合計	412,702
固定負債	
退職給付引当金	25,242
固定負債合計	25,242
負債合計	437,944
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,446,636
利益剰余金合計	4,621,678
株主資本合計	6,282,122
純資産合計	6,282,122
負債純資産合計	6,720,066

②中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,133,151
運用受託報酬	854,159
投資助言報酬	125,511
営業収益合計	2,112,822
営業費用	
支払手数料	641,354
その他営業費用	460,195
営業費用合計	1,101,549
一般管理費	※ ¹ 993,250
営業利益	18,022
営業外収益	※ ² 15,978
営業外費用	-
経常利益	34,000
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	34,000
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	14,276
法人税等合計	15,421
中間純利益	18,579

③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,458,057
当中間期変動額	
剰余金の配当	△30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	△11,420
当中間期末残高	1,446,636
利益剰余金合計	
前期末残高	4,633,099
当中間期変動額	
剰余金の配当	△30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	△11,420
当中間期末残高	4,621,678
株主資本合計	
前期末残高	6,293,543
当中間期変動額	
剰余金の配当	△30,000
中間純利益	18,579
当中間期変動額合計	△11,420
当中間期末残高	6,282,122

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 3年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
2. 引当金の計上基準	
(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	
(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	72,593千円
器具備品	222,830千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	28,601千円
無形固定資産	7,229千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	5,279千円
償還金等時効完成分	2,242千円
保険契約返戻金・配当金	1,738千円
還付加算金	5,459千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当株主資本等変動計算書関係

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	—	—	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,541円56銭
1株当たり中間純利益	1,474円42銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	18,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	18,579
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

（平成21年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

（平成21年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	※410,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社百五銀行	20,000	
株式会社八十二銀行	52,243	

※ 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は11,340株（持株比率90.0%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

(A) 名称	: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(B) 資本金の額	: 平成21年3月31日現在、10,000百万円
(C) 事業の内容	: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当計算期間において、次の書類を提出しております。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1)有価証券届出書 | 平成21年2月27日 |
| (2)有価証券報告書 | 平成21年2月27日 |
| (3)半期報告書 | 平成21年8月28日 |
| (4)有価証券届出書の訂正届出書 | 平成21年4月1日
平成21年8月28日 |

独立監査人の監査報告書

平成21年1月19日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナーDCグローバルバランスオープンの平成19年11月30日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナーDCグローバルバランスオープンの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月19日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAM・DCグローバルバランスオープンの平成20年12月2日から平成21年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAM・DCグローバルバランスオープンの平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。